ともに挑む。ともに実る。
MIZUHO みずほ信託銀行

確定拠出年金向け 年金投資基金信託

信託商品説明書
（2025年4月）

みずほ信託銀行
国内債券
インデックスファンド

みずほ信託銀行

金（広）05-8609-02822

■ 本説明書は、当ファンドの内容をご説明するために作成されたものです。投資等に係る最終的な決定はお客さまご自身の判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

■ 本説明書内の実績・データ等は過去のものであり、将来の運用成果を予測もしくは約束・保証するものではありません。本説明書は信頼できると考えられる情報に基づいて当行が作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。なお、本説明書内の記述内容、数値等については資料作成時点のものであり、今後の金融情勢・社会情勢等の変化により内容が変更される場合があります。契約締結にあたっては、契約締結前交付書面等の内容をご確認ください。

本説明書は2024年12月31日現在の内容を記載しております。
記載内容は変更される場合がありますので、当行ホームページまたは最新版にて随時ご確認下さい。

【お問い合わせ先】

◇みずほ信託銀行株式会社
アセットマネジメント推進部 業務管理チーム　（電話番号）　03-3240-7058
＜受付時間＞　営業日　午前9時 ～ 午後5時

◇みずほ信託銀行株式会社 ホームページ　https://www.mizuho-tb.co.jp/

お申込みにあたり、本説明書をよくお読みいただき
当ファンドの内容をよくご理解いただいた上でお申込みください

● 運用商品提供会社に関する事項

運用商品提供会社：みずほ信託銀行株式会社
登録番号：関東財務局長（登金）第34号

● 手数料等

1. 信託報酬

信託報酬は、純資産総額に対して、年率0.275％（税抜0.25％）を乗じた額となります。

2. 申込み手数料

ありません

3. 解約手数料

ありません

4. 信託財産留保金

留保金率は現在0%としております。

5. マザーファンドの信託財産留保金

当ファンドとマザーファンド間での売買額に対し、料率0.02%を乗じた額が当ファンドから支払われマザーファンドに留保されます。

6. その他の手数料等

マザーファンドから、証券会社等に有価証券の売買委託手数料や外貨建資産の保管手数料等が支払われることがあります。

● 元本毀損リスク

当ファンドは、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指して公社債など値動きのある証券への投資、預金や貸付等を行いますので、同指標や価格の下落あるいは証券の発行体や預金先等の信用不安等により、投資元本に損失が生じるおそれがあります。
また、当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、預金とは異なり、元本が保証されているものではありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

当ファンドが有するリスクおよび留意点は以下のとおりです。

（1）価格変動リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて債券など値動きのある証券に投資しますので、各資産の市場価格の変動に伴い、マザーファンドの信託財産の価格が変動し、当ファンドの信託財産の価格も変動します。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

（2）信用リスク

当ファンドやマザーファンドが保有する証券価格等は、一般に、発行体の財務状況の悪化等により下落し、それに伴って当ファンドの基準価格が低下する要因となることがあります。また、短期金融商品として受託会社等に預金や貸付等を行う場合は、当該預金先や貸付先等の破綻も、当ファンドの基準価格が低下する要因となります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

（3）流動性リスク

有価証券等を購入あるいは売却するにあたり、市場の規模や当該有価証券等の取引量が小さい場合は望ましい時期や価格で売買することができず、当ファンドの基準価格が低下する可能性があります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

（4）当ファンドおよびマザーファンドのインデックス運用

当ファンドおよびマザーファンドはベンチマークに連動した収益を目指しますが、一定の連動水準を保証するものではありません。

（5）資産規模についての留意点

当ファンドは1円以上1円単位でお申し込みいただくことができますが、ファンドの純資産残高が少額である場合は、所定の運用ができない場合があります。

（6）ご解約による資金流出に伴う留意点

ご解約の支払代金を手当てするために組入有価証券等を売却しなければならないことがあります。この場合、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって、ご解約代金を手当てすることがあります。その場合の借入金利は当ファンドが負担します。

〈注〉上記リスク要因等によっては、投資の基本方針に従った運用ができない場合があります。

目 次

[第Ⅰ部 ファンド情報]

頁

1. ファンドの概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2. 運用の内容
（1）目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（2）特色 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（3）投資対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
（4）ファンドの仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
＜ご参考＞確定拠出年金制度と当ファンド ・・・・・・・・・・・・・・ 5
（5）投資態度 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
＜ご参考＞NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
について、マザーファンド概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（6）投資制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（7）分配方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
（8）運用管理態勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（9）運用体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
（10）リスク管理手法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3. 投資のリスクおよびご留意点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4. 手数料等および税金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5. 運用状況
（1）投資状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
＜ご参考＞国内債券マザーファンドの投資状況 ・・・・・・・・・・ 11
（2）投資資産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
＜ご参考＞国内債券マザーファンドの投資資産 ・・・・・・・・・・ 12
（3）運用実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

6. ご投資の手引（お手続き等の概要）
お申込み手続き・ご解約申込み手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

7. 管理および運営の概要
（1）資産の評価（基準価格の算出） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
＜ご参考＞マザーファンドの時価評価基準 ・・・・・・・・・・・・・・ 15
（2）持分の計算方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（3）その他管理および運営の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（4）受益者の権利等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（5）受託会社の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

8. 財務ハイライト情報
（1）資産、負債、元本および基準価格の状況 ・・・・・・・・・・・・・・ 18
（2）損益の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

◇用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
◇年金投資基金信託
（確定拠出年金口 みずほ信託銀行 国内債券インデックスファンド）約款
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21～23
◇マザーファンド
年金投資基金信託（公社債口）約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24～26

[第Ⅱ部 ファンドの詳細情報]

頁

1. ファンドの沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

2. 決算状況
（1）資産、負債、元本および基準価格の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（2）損益の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
（3）付属明細表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
＜ご参考＞マザーファンドの運用状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

3. ファンドの現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
＜ご参考＞国内債券マザーファンドの現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

4. 設定および解約の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第Ⅰ部　ファンド情報

1. ファンドの概要

ファンドの名称※	みずほ信託銀行　国内債券インデックスファンド
ファンドの目的	確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、国内で発行された円貨建債券に分散投資し、リスクを抑えつつ信託財産の長期的な成長を目指します。
設定日	2004年 5月28日
ファンドの枠組	年金投資基金信託（確定拠出年金向け）
基本的性格	国内で発行された円貨建債券の価格指数であるNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指します。
主な投資対象	国内債券マザーファンド（当行を受託者とする年金投資基金信託）、短期金融商品。 なお、年金投資基金信託については、みずほ信託銀行とアセットマネジメントOne株式会社との投資一任契約に基づき、マザーファンドの運用にかかる業務の一部（有価証券の売買や余裕金運用の指図等）を委託しております。 ＜注＞国内債券マザーファンドは、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指すインデックスファンドです。
ベンチマーク	NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
運用実績	「5. 運用状況」（11頁）をご参照下さい。
主な投資制限	国内債券マザーファンドにおいては、原則として100分の10を超えて同一会社の発行する社債には運用しません。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該社債の構成比率が100分の10を超える場合、ベンチマーク構成比率を基準として上記割合を超えて運用することがあります。
主な投資リスク	当ファンドは、マザーファンドを通じて主に国内の債券に投資しています。そのため、金利の変動に伴い組み入れた債券の価格の下落により損失を被ることがあります。 また、当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。 したがって、預金とは異なり、元金が保証されているものではありません。 当ファンドの基準価格変動要因としては、主に価格変動リスク、信用リスク、流動性リスク等があります。 詳しくは、「3. 投資のリスクおよびご留意点」（9頁）をご参照下さい。
申込単位	1円以上1円単位
お申込み・ 他商品からの スイッチング	・ 1円以上1円単位でお申し込みいただくことが出来ます。 ・ ご加入の確定拠出年金プランの運営管理機関を通じてお申込みいただくことが出来ます。 ・ お申込口数は、お申込金額をお申込日の翌営業日の基準価格に1口当たりの信託財産留保金を加えた額で除して得た口数とします。 ＜注＞お申込日とはお客さまの指図が当行に15時までに到着した日をいいます。15時以降の到着分は、翌営業日の扱いとなります。
申込み手数料	ありません
ご解約・他商品へのスイッチング	・ ご利用の確定拠出年金プランの運営管理機関を通じてお客さまの指図を受領し実行します。 ・ ご解約・スイッチング金額は、お客さまご指図の口数に、ご解約申込日の翌営業日の基準価格から1口当たりの信託財産留保金を差引いた金額を乗じた金額とします。 ＜注＞ご解約申込日とはお客さまの指図が当行に15時までに到着した日をいいます。15時以降の到着分は、翌営業日の扱いとなります。 確定拠出年金法により原則として60歳前のご解約は、他商品へのスイッチングのみ認められております。
解約手数料	ありません
持分の計算方法	計算日の基準価格より1口当たりの信託財産留保金を控除した額に、保有口数を乗じて得た額。
信託報酬	純資産総額に対して、年率0.275％（税抜0.25％）を乗じた額。

信託財産留保金	留保金率は0%としております。詳しくは、「4. 手数料等および税金」(10頁)をご参照下さい。
マザーファンドの信託財産留保金	当ファンドがマザーファンド受益権を売買する際に下記留保金率によりファンドから支払われます。 国内債券マザーファンド:0.02%
その他の費用等	・ 当ファンド運営において資金の借入れを行った場合、当該借入金の利息は信託財産より支払われます。 ・ 当ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産より支払われます。 ・ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産より支払われます。
課税上の取扱い	・ 当ファンドの分配、解約時の運用益への課税はありません。 ・ 年金資産に対し特別法人税1.173%が課税されます。ただし、2026年3月末まで課税が停止されています。
解約代金の支払い方法	確定拠出年金制度における資産管理機関※※を経由して支払います。
信託期間	原則として無期限
償還条項	当ファンドの信託財産の純資産総額がファンド設定日より10年経過後最初の収益計算期以降に1億円を下回ったとき、または信託目的を達成したとき、もしくは信託目的の達成が不可能もしくは著しく困難と受託者が認めたとき、この信託契約は終了します。
決算日	毎年11月30日(同日が休業日のときは翌営業日)
収益分配	決算時に分配し、全額を再投資します。 ・ 分配金額は、分配方針に基づき当行が決定します。 ・ 再投資には信託財産留保金はかかりません。

※　本説明書において適宜当商品を「当ファンド」と呼びます。
※※ 事業主が締結する確定拠出年金法第8条に規定する契約の相手をいいます。

＜注＞
当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。
このため、本説明書においては確定拠出年金制度の資産管理機関において当ファンドの受益権をお持ちの加入者等を「お客さま」または「受益者」と呼びます。

2. 運用の内容

（１）目的

「みずほ信託銀行　国内債券インデックスファンド」は国内で発行された円貨建債券の価格指数であるNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指します。

（２）特色

A. 国内で発行された円貨建債券の価格指数に連動する収益を目指します。

＜国内で発行された円貨建債券に分散投資＞

当ファンドは国内で発行された円貨建債券の価格指数への連動を目指すため、国内で発行された円貨建債券等に分散して投資します。（投資はマザーファンドを通じて行います。）

＜ベンチマークにNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）を採用＞

市場を構成する銘柄群を広くカバーしていることや指数算定が一定程度に合理的・透明であること、指標として広く利用されていること等よりベンチマークにNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）※を採用し、当ファンドにおける国内で発行された円貨建債券の価格変動の指標とします。

※ベンチマークは、年金等の運用における採用状況等を勘案し、変更することがあります。

B. 資産の運用方法は、インデックス運用を基本とします。

＜インデックス運用＞

インデックス運用※を採用し、市場に連動した収益を目指します。

※市場の指標を上回る収益の獲得を目指すアクティブ運用に対して、市場に連動した収益を目指す運用手法をインデックス運用といいます。

＜ファミリーファンド方式を採用＞

お客さまの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を同じ目的の他の資金とまとめてマザーファンドに投資して効率的な運用を行います。

（３）投資対象

信託財産は次に掲げる有価証券等に運用します。

A. 国内債券マザーファンド … 年金投資基金信託（公社債口）

B. 預金（譲渡性預金を含む）、コールローン、手形割引市場において売買される手形および円建銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保型コマーシャル・ペーパーを含む）、受託会社への貸付（再信託の受託会社への貸付も含む）

（４）ファンドの仕組み

A. ファミリーファンド方式の運用

・ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資された資金をまとめてベビーファンド（「みずほ信託銀行　国内債券インデックスファンド」）とし、その資金を同じ目的の他の資金とまとめてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

・当ファンドは企業年金（確定給付企業年金等）向けにご提供しているインデックスファンドである年金投資基金信託（国内債券マザーファンド）をマザーファンドとします。

・なお、マザーファンドにおいて運用はみずほ信託銀行とアセットマネジメントOne株式会社、資産管理はみずほ信託銀行と日本カストディ銀行が行います。

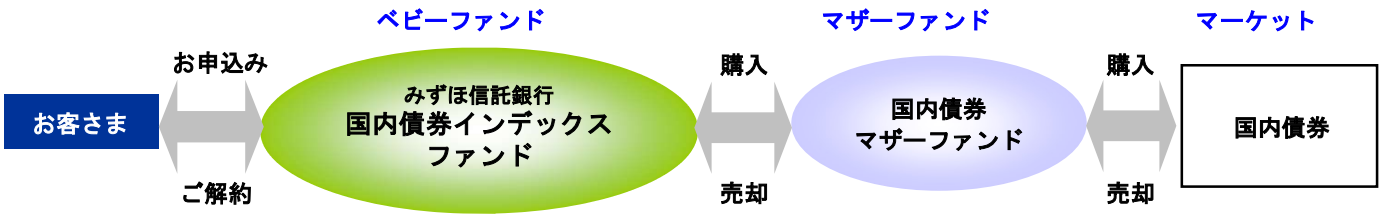

B. 関連法人の役割図

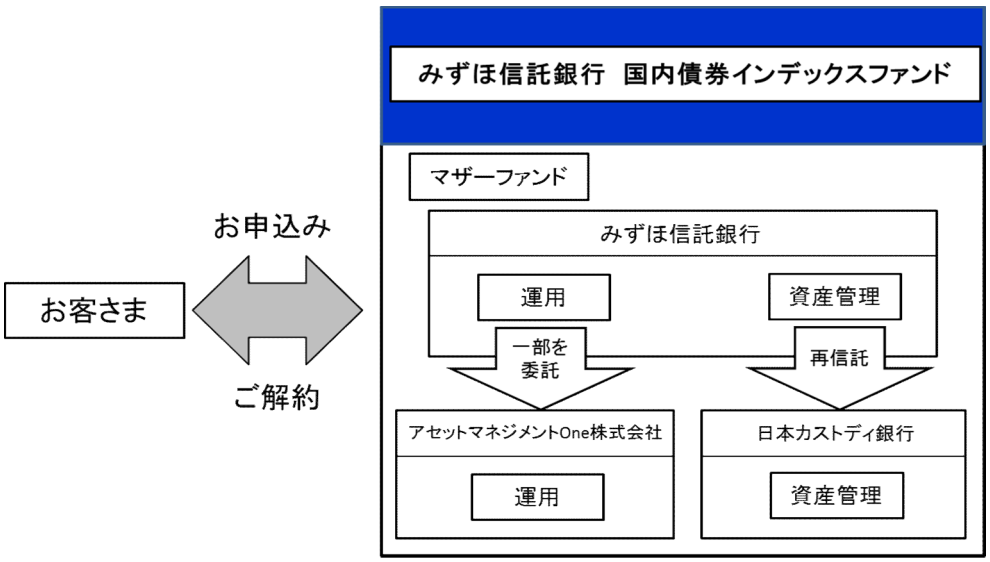

＜ご参考＞

■確定拠出年金制度と当ファンド［企業型のイメージ図］

詳細は関連法令でご確認下さい。

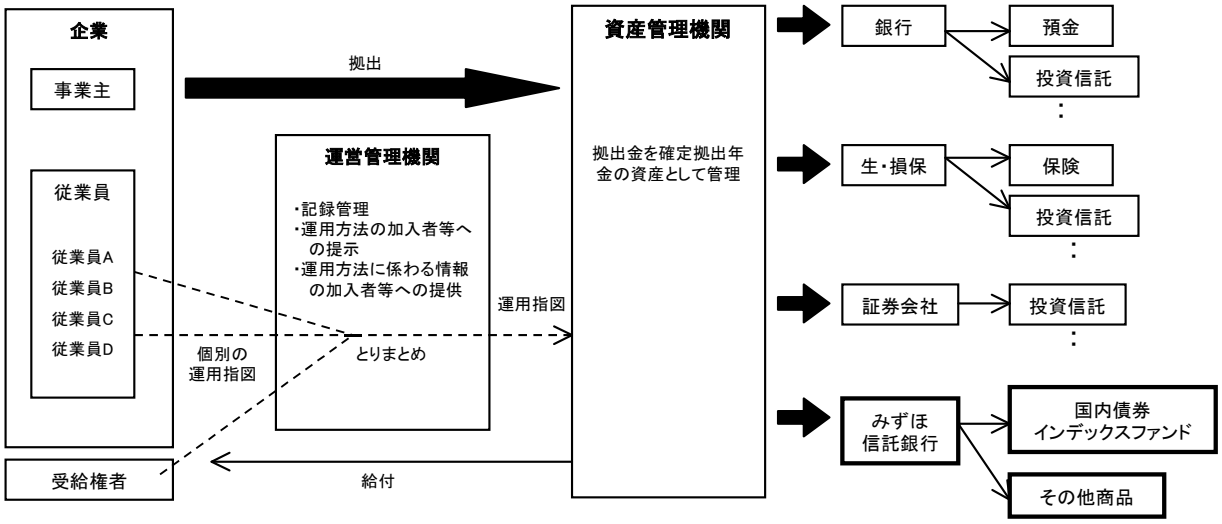

当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドであるため、

①お客さまからのお申込み、ご解約の連絡は運営管理機関より受領します。

②お客さまへの換金は資産管理機関を経由して行います。

（５）投資態度

当ファンドは主としてNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指す年金投資基金信託である国内債券マザーファンドに投資します。ただし、解約に備えて一部を短期金融商品にて保有します。
当ファンドは、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）をベンチマークとし、当ベンチマークに連動する収益を目指します。（なお、当ファンドの時価評価はマザーファンドの知りうる直近（通常は前営業日）の基準価格に基づくため、ベンチマークも前営業日基準のものを利用します。）

＜ご参考＞

■NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）について

概要	野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、 国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。

＜注＞「NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）」に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、本商品を推奨などするものではなく、本商品の運用成果に関し一切の責任はありません。

■マザーファンド概要

運用方針	セクター、残存期間、格付等の構成比をベンチマークに近づけることにより、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）の収益率との連動を目指します。
ベンチマーク	NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）
投資対象	原則としてベンチマーク構成銘柄 （但し、「投資不適格銘柄」は除く）
推定T.E	後述「推定T.E.管理レンジ一覧」を参照
派生商品の利用	ヘッジ目的に限定し先物を利用
レンディング	無し

＜推定T. E. 管理レンジ一覧＞

	推定T.E.の管理レンジ	
国内債券マザーファンド	時価総額	推定T.E.
	1,000～2,000億円未満	T.E.≦0.20%
	2,000億円以上	T.E.≦0.10%

（６）投資制限

国内債券マザーファンドにおいては、原則として100分の10を超えて同一会社の発行する社債には運用しません。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該社債の構成比率が100分の10 を超える場合、ベンチマーク構成比率を基準として上記割合を超えて運用することがあります。
また、先物取引、オプション取引、スワップ取引等の派生商品の利用は、当該資産の価格等のヘッジ目的に限定します。

（７）分配方針

年1回の決算日（11月30日。ただし、当行休業日のときは翌営業日）を基準日として、原則、次のとおり収益分配を行う方針です。

A. 分配対象額の範囲

経費、信託報酬およびこれに係る消費税相当額控除後の繰越し分を含めた利子、配当収入および売買益等の全額とします。

B. 配当方針

分配金額は、基準価格水準、市況動向等を勘案して当行が決定します。

C. 収益分配金の再投資

収益分配金は決算日の翌営業日に自動的に当ファンドに再投資されます。なお、再投資の際には、信託財産留保金はかかりません。

（８）運用管理態勢

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの運用管理・リスク管理は、以下の態勢で運営します。

経営政策委員会

・基本方針・計画・施策等策定に関する事項、モニタリングおよびモニタリング結果の基本方針・計画・施策等への反映に係る事項
・信託財産運用業務に係る信託財産運用管理に関する重要な事項についての審議

・基本方針等の策定
・管理態勢の整備

・重要事項の報告

信託財産運用管理部門

・信託財産運用に関する運営要領および運用方針の検証、遵守状況のモニタリング
・業務委託先等の選定やモニタリングが適正に行われていることを確認

・問題点の原因分析、是正、モニタリング
・指示、管理

・報　告

信託財産運用部門

・信託財産運用に関する運営要領、運用方針の制定および策定
・信託財産運用に関する運営要領、運用方針の遵守し、適切な信託財産運用の実施
・業務委託先の管理およびサービス内容・業務運営状況の確認および改善要請

上記の運用管理態勢は、2024年12月31日時点におけるものであり、今後組織変更等により変更となることがあります。

（９）運用体制

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの運用体制は下記の通りです。

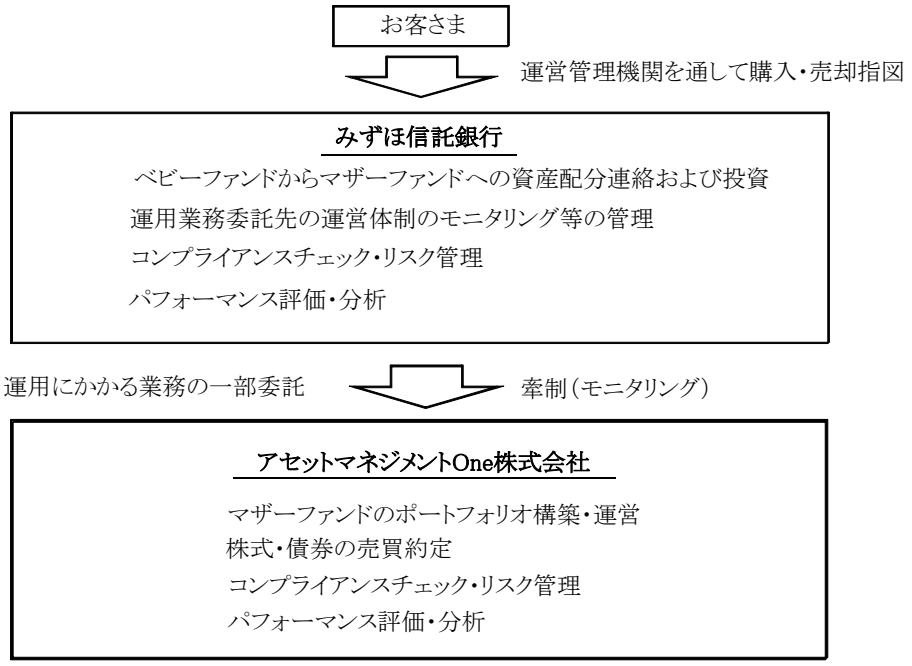

＜注＞運用体制は2024年12月31日現在のものであり、変更されることがあります。

（10）リスク管理手法

投資方針を遵守した運用を行うため、リスク管理基準を規定し、次のようにリスク管理をします。

A. 当ファンドのリスク管理

・時価にて評価したマザーファンドへの投資割合のモニタリングを日々行い、短期金融商品への投資割合が乖離許容幅を超過した場合は原則としてリスク管理基準に規定した投資割合に近づけるよう調整します。

・この乖離状況のモニタリングは直接のポートフォリオ管理セクション以外にコンプライアンス・リスク管理室においても実施し、牽制機能を強化しております。

B. マザーファンドのリスク管理

・国内債券マザーファンドはベンチマークへの連動を目指すインデックスファンドであるため、運用業務の一部委託先であるアセットマネジメントOne株式会社において、ファンドのデュレーションや残存期間構成等のベンチマークからの乖離、投資実績の要因分析等のモニタリングを行いファンド運営に反映させております。

・当行は、運用業務の一部委託先であるアセットマネジメントOne株式会社の運営業務の管理・運営の状況等につき、定期的に適正性を確認します。また、委託業務の品質向上への取組等について、定期的に報告を受理し、必要に応じて指導・助言等を行う体制を整備しております。

＜注＞リスク管理手法は2024年12月31日現在のものであり、変更されることがあります。

３．投資のリスクおよびご留意点

当ファンドは、NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）に連動する収益を目指して公社債など値動きのある証券への投資、預金や貸付等を行いますので、同指標や価格の下落あるいは証券の発行体や預金先等の信用不安等により、投資元本に損失が生じるおそれがあります。
また、当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。したがって、預金とは異なり、元金が保証されているものではありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。当行による元本の補填・利益の補足もありません。当ファンドが有する主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

A. 価格変動リスク

当ファンドはマザーファンドを通じて債券など値動きのある証券に投資しますので、各資産の市場価格の変動に伴い、マザーファンドの信託財産の価格が変動し、当ファンドの信託財産の価格も変動します。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

B. 信用リスク

当ファンドやマザーファンドが保有する証券価格等は、一般に、発行体の財務状況の悪化等により下落し、それに伴って当ファンドの基準価格が低下する要因となることがあります。また、短期金融商品として受託会社等に預金や貸付等を行う場合は、当該預金先や貸付先等の破綻も、当ファンドの基準価格が低下する要因となります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

C. 流動性リスク

有価証券等を購入あるいは売却するにあたり、市場の規模や当該有価証券等の取引量が小さい場合は望ましい時期や価格で売買することができず、この結果当ファンドの基準価格が低下する可能性があります。この結果、投資元本に損失が生じるおそれがあります。

D. 当ファンドおよびマザーファンドのインデックス運用

当ファンドおよびマザーファンドはベンチマークに連動した収益を目指しますが、一定の連動水準を保証するものではありません。

E. 資産規模についての留意点

当ファンドは1円以上1円単位でお申込みいただくことができますが、ファンドの総資産残高が少額である場合は、所定の運用ができない場合があります。

F. ご解約による資金流出に伴う留意点

ご解約の支払代金を手当てするために組入有価証券等を売却しなければならないことがあります。この場合、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって、ご解約代金を手当てすることがあります。その場合の借入金利は当ファンドが負担します。

G. 上記リスク要因等によっては、投資の基本方針に従った運用ができない場合があります。

4. 手数料等および税金

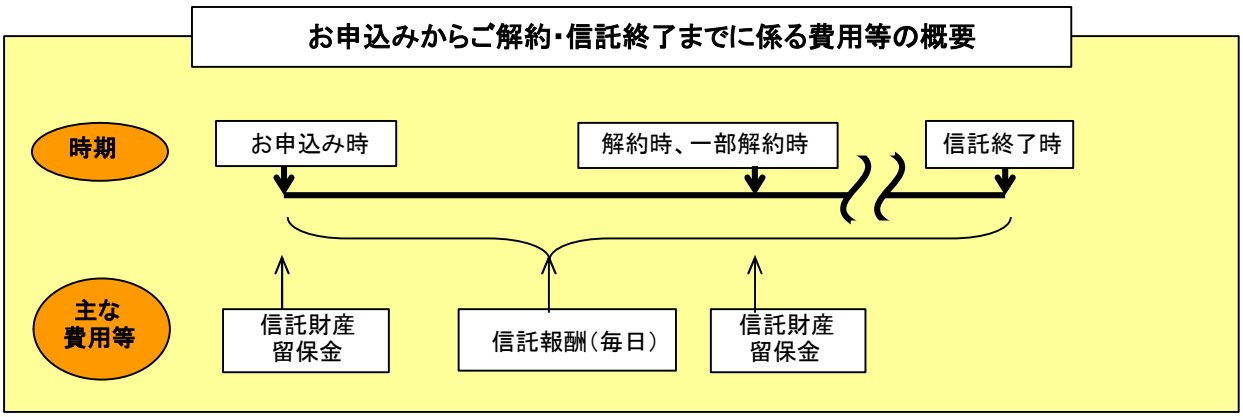

（1）お申込み時、解約時、一部解約時に直接ご負担いただく費用等

時期	項目	金額
お申込み時	申込手数料	ありません
	信託財産留保金	現在0％としております
分配時		ありません
解約時、一部解約時	解約手数料	ありません
	信託財産留保金	現在0％としております
信託終了時		ありません

＜注1＞信託財産留保金
信託財産留保金はお申込み・ご解約時の信託財産の売買コスト相当分を、お申込み・ご解約をされたお客さまに公平に負担していただくためのもので、同留保金はお申込み・ご解約のあったファンド全体の資産としてファンドに留保されます。
当ファンドは信託財産留保金制度を採用しておりますが、お客さまのお申込み・ご解約の実績等を勘案し、現在信託財産留保金率は0％としております。
※信託財産留保金率は、お客さまのお申込み・ご解約の実績や信託財産の売買コスト相当分の実績等を勘案し、随時見直されます。
＜ご参考＞当ファンドが投資するマザーファンドでの信託財産留保金率は0.02％です。

＜注2＞・当ファンドは、お申込み時およびご解約時の手数料はありません。
・当ファンドは確定拠出年金専用ファンドであるため、分配金は全額再投資となります。
また、確定拠出年金法により60歳前のご解約は、原則として他商品へのスイッチングのみ認められています。

（2）信託期間を通じて間接的にご負担いただく費用

時期	項目	金額
毎日	信託報酬	純資産総額に対して、年率0.275％（税抜0.25％）を乗じた額

＜注1＞信託報酬および信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託財産（ファンド）より支払われます。

（3）その他の費用等

(a)ファンド運営において資金の借入れを行った場合、当該借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産より支払われます。
(b)ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産より支払われます。
(c)ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は受益者の負担とし、信託財産より支払われます。

（4）課税上の取扱い

・確定拠出年金法第86条は、確定拠出年金制度に係る掛金、積立金および給付について、所得税、法人税、相続税、道府県民税（都民税を含む）、市町村税（特別区民税を含む）の課税について必要な措置を講ずるとしており、運用益に対し非課税となっております。
・年金資産に対し特別法人税1.173%が課税されます。ただし、2026年3月末まで課税停止となっております。

5．運用状況 （2024年12月31日現在※）

※ マザーファンドの基準時点については、国内債券インデックスファンドの基準価格がマザーファンドの知り得る直近の基準価格を用いて算出されるため、国内債券インデックスファンドの基準日の前営業日としております。（以下、本資料中同様。）

（1）投資状況

（2024年12月31日現在）

資産の種類	投資地域	評価額（円）	比率(%)※
受益権（国内債券マザーファンド）	日本	4,795,876,134	99.92
銀行勘定貸し、その他	―――	21,065,102	0.44
資産合計	―――	4,816,941,236	100.36
負債合計	―――	17,291,812	0.36
純資産総額（資産合計－負債合計）	―――	4,799,649,424	100.00

※「比率」は、ファンド純資産総額に対する当該資産の評価額の割合です。

＜ご参考＞国内債券マザーファンドの投資状況

（2024年12月30日現在）

資産の種類	投資地域	評価額（円）	比率(%)※
国債証券	日本	370,221,517,000	84.88
地方債証券	日本	25,489,649,448	5.84
特殊債券（除く金融債券）	日本	4,459,240,000	1.02
金融債券	日本	1,968,620,000	0.45
普通社債券、その他債券	日本	31,334,772,413	7.18
銀行勘定貸し、その他	―――	5,692,186,326	1.31
資産合計	―――	439,165,985,187	100.69
負債合計	―――	3,004,252,925	0.69
純資産総額（資産合計－負債合計）	―――	436,161,732,262	100.00

※ 「比率」は、マザーファンド純資産総額に対する当該資産の評価額の割合です。

（2）投資資産

A．投資有価証券の主要銘柄

投資残高はありません。

B．種類別投資比率

種類	投資比率(%)※
当行を受託者とする年金投資基金信託の受益権	99.92

*「投資比率」は、ファンド純資産総額に対する時価金額の割合です。

C．投資不動産物件

投資残高はありません。

D．有価証券、不動産以外の投資資産の主要なもの

種類	科目	国／地域	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	時価単価（円）	時価金額（円）	投資比率（%）※
当行を受託者とする年金投資基金信託の受益権	国内債券マザーファンド	日本	283,143	16,851	4,771,305,759	16,938	4,795,876,134	99.92

*「投資比率」は、ファンド純資産総額に対する時価金額の割合です。

＜ご参考＞国内債券マザーファンドの投資資産（2024年12月30日現在）

■ 国内債券マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄	額面（円）	簿価単価（円）	簿価残高（円）	時価単価（円）	時価残高（円）	償還日	利率（%）	投資比率（%）※
1	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第368回	4,250,000,000	97.05	4,124,749,500	94.84	4,030,700,000	20320920	0.2	0.92
2	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第350回	3,960,000,000	99.93	3,957,215,270	98.35	3,894,660,000	20280320	0.1	0.89
3	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第351回	3,900,000,000	99.72	3,889,059,520	98.16	3,828,240,000	20280620	0.1	0.88
4	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第376回	3,800,000,000	98.84	3,755,773,500	98.32	3,736,160,000	20340920	0.9	0.86
5	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第366回	3,890,000,000	98.20	3,819,871,560	95.44	3,712,616,000	20320320	0.2	0.85
6	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第347回	3,650,000,000	100.48	3,667,487,820	98.83	3,607,295,000	20270620	0.1	0.83
7	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第345回	3,620,000,000	100.61	3,642,125,330	99.08	3,586,696,000	20261220	0.1	0.82
8	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第370回	3,540,000,000	99.96	3,538,504,500	96.60	3,419,640,000	20330320	0.5	0.78
9	日本	国債証券	利付国庫債券（5年）第153回	3,450,000,000	99.54	3,434,089,100	98.60	3,401,700,000	20270620	0.0	0.78
10	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第362回	3,540,000,000	97.12	3,438,084,190	95.88	3,394,152,000	20310320	0.1	0.78
11	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第371回	3,550,000,000	97.28	3,453,377,400	95.53	3,391,315,000	20330620	0.4	0.78
12	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第364回	3,530,000,000	97.18	3,430,379,720	95.35	3,365,855,000	20310920	0.1	0.77
13	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第353回	3,440,000,000	99.40	3,419,293,680	97.75	3,362,600,000	20281220	0.1	0.77
14	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第360回	3,480,000,000	99.69	3,469,044,570	96.35	3,352,980,000	20300920	0.1	0.77
15	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第367回	3,520,000,000	99.06	3,486,961,090	95.13	3,348,576,000	20320620	0.2	0.77
16	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第346回	3,380,000,000	100.73	3,404,795,550	98.97	3,345,186,000	20270320	0.1	0.77
17	日本	国債証券	利付国庫債券（5年）第149回	3,350,000,000	99.60	3,336,630,440	99.04	3,317,840,000	20260920	0.0	0.76
18	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第363回	3,460,000,000	97.58	3,376,262,650	95.61	3,308,106,000	20310620	0.1	0.76
19	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第355回	3,390,000,000	98.71	3,346,126,800	97.36	3,300,504,000	20290620	0.1	0.76
20	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第344回	3,300,000,000	101.42	3,346,765,690	99.20	3,273,600,000	20260920	0.1	0.75
21	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第361回	3,390,000,000	99.03	3,357,200,720	96.14	3,259,146,000	20301220	0.1	0.75
22	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第369回	3,360,000,000	100.59	3,379,660,160	96.84	3,253,824,000	20321220	0.5	0.75
23	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第375回	3,240,000,000	101.71	3,295,305,000	100.38	3,252,312,000	20340620	1.1	0.75
24	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第372回	3,290,000,000	100.32	3,300,488,800	98.55	3,242,295,000	20330920	0.8	0.74
25	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第349回	3,290,000,000	99.25	3,265,392,160	98.52	3,241,308,000	20271220	0.1	0.74
26	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第373回	3,350,000,000	98.56	3,301,894,730	96.58	3,235,430,000	20331220	0.6	0.74
27	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第348回	3,260,000,000	100.35	3,271,523,550	98.68	3,216,968,000	20270920	0.1	0.74
28	日本	国債証券	利付国庫債券（5年）第154回	3,250,000,000	99.80	3,243,605,250	98.68	3,207,100,000	20270920	0.1	0.74
29	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第374回	3,260,000,000	98.37	3,206,944,420	98.02	3,195,452,000	20340320	0.8	0.73
30	日本	国債証券	利付国庫債券（10年）第365回	3,350,000,000	96.72	3,240,255,100	95.06	3,184,510,000	20311220	0.1	0.73

※ 「投資比率」は、マザーファンド純資産総額に対する当該銘柄の時価残高の割合です。

B．種類別・業種別投資比率

種類	投資比率(%)※
国債証券	84.88
地方債証券	5.84
特殊債券(除く金融債券)	1.02
金融債券	0.45
普通社債券、その他債券	7.18
合計	99.38

※「投資比率」は、いずれも各マザーファンド純資産総額に対する各時価評価額の割合です。

C．投資不動産物件

投資残高はありません。

D．その他投資資産の主要なもの

名称	取引所	種類	買建/売建	通貨	額面(百万円)	簿価(円)	評価額(時価)(円)	投資比率(%)※
長期国債先物(2025年3月)	大阪取引所	長期国債先物	買建	円	1,200	1,705,684,620	1,702,800,000	0.39

※「投資比率」は、マザーファンド純資産総額に対する時価評価額の割合です。

(3)運用実績

A．純資産の推移

(単位：円)

基準日	純資産総額	1万口あたりの純資産総額
第20期計算期末(2023年11月30日)	5,155,518,760	11,829
12月末日	5,169,765,716	11,866
2024年1月末日	5,100,535,835	11,798
2月末日	5,089,202,870	11,828
3月末日	5,057,657,967	11,796
4月末日	4,964,651,345	11,622
5月末日	4,891,509,867	11,484
6月末日	4,876,529,508	11,499
7月末日	4,853,519,037	11,539
8月末日	4,890,183,433	11,617
9月末日	4,916,083,231	11,665
10月末日	4,888,122,766	11,567
11月末日	4,850,191,687	11,501
第21期計算期末(2024年12月2日)	4,849,075,489	11,501
12月末日	4,799,649,424	11,486

B．分配と収益率の推移

計算期間	1万口あたりの分配金(円)	収益率(%)
第17期計算期(2019年12月3日 ～ 2020年11月30日)	0	-1.3
第18期計算期(2020年12月1日 ～ 2021年11月30日)	0	-0.3
第19期計算期(2021年12月1日 ～ 2022年11月30日)	0	-4.3
第20期計算期(2022年12月1日 ～ 2023年11月30日)	0	-1.3
第21期計算期(2023年12月1日 ～ 2024年12月2日)	0	-2.8

※「収益率」は、計算期末の基準価格(分配前)から前計算期末の基準価格(分配後)を控除した額の、前計算期末の基準価格(分配後)に対する割合です。

6. ご投資の手引（お手続き等の概要）

○ お申込み手続き・ご解約申込み手続き

A. お申込み

申込単位	1円以上1円単位でお申込みいただくことが出来ます。
申込方法	ご加入の確定拠出年金プランの運営管理機関を通じてお申込みいただくことが出来ます。 申込方法の詳細は、当該運営管理機関のマニュアル等をご参照下さい。
申込口数の 計算方法	お申込口数は、お申込金額をお申込日の翌営業日の基準価格に1口当たりの信託財産留保金を加えた額で除して得た口数とします。（留保金率は0% としております。） ＜注＞お申込日とはお客さまの指図が当行に15時までに到着した日をいいます。 15時以降の到着分は、翌営業日の扱いとなります。 留保金率については、詳しくは「4. 手数料等および税金」（10頁）をご参照下さい。
申込手数料	ありません
信託財産留保金 ＜注1＞	現在留保金率は0% としております。
その他	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受領を停止することがございます。

B. ご解約申込み

ご解約申込単位	1口単位にてご解約申込みいただくことが出来ます。
ご解約申込方法	ご利用の確定拠出年金プランの運営管理機関を通じてお客さまの指図を受領し実行します。 ご解約申込方法の詳細は、当該運営管理機関のマニュアル等をご参照下さい。
ご解約金額の 計算方法	ご解約・スイッチング金額は、お客さまご指図の口数に、ご解約申込日の翌営業日の基準価格から1口当たりの信託財産留保金を差引いた金額を乗じた金額とします。（留保金率は0% としております。） ＜注＞ご解約申込日とはお客さまの指図が当行に15時までに到着した日をいいます。15時以降の到着分は、翌営業日の扱いとなります。 留保金率については、詳しくは「4. 手数料等および税金」（10頁）をご参照下さい。
ご解約申込手数料	ありません
信託財産留保金 ＜注1＞	現在留保金率は0% としております。
その他	・当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度のための専用ファンドです。 確定拠出年金法により原則として60歳前のご解約は、他商品へのスイッチングのみ認められております。 ・金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご解約の申込みの受領を停止することがございます。

＜注1＞信託財産留保金

信託財産留保金はお申込み・ご解約時の信託財産の売買コスト相当分を、お申込み・ご解約をされたお客さまに公平に負担していただくためのもので、同留保金はお申込み・ご解約のあったファンド全体の資産としてファンドに留保されます。

当ファンドは信託財産留保金制度を採用しておりますが、お客さまのお申込み・ご解約の実績等を勘案し、現在信託財産留保金率は0% としております。

当ファンドがマザーファンド受益権を売買する際に0.02%の留保金率によりファンドから支払われます。

7. 管理および運営の概要

（1）資産の評価（基準価格の算出）

A. 算出方法

基準価格とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

・当ファンドの基準価格はマザーファンドの知り得る直近（通常は前営業日）の基準価格にて時価評価し、算出します。

・マザーファンドの基準価格は、企業年金等で一般的に普及している有価証券等の時価評価基準に従い時価評価し、算出します。

＜基準価格算定の流れ＞

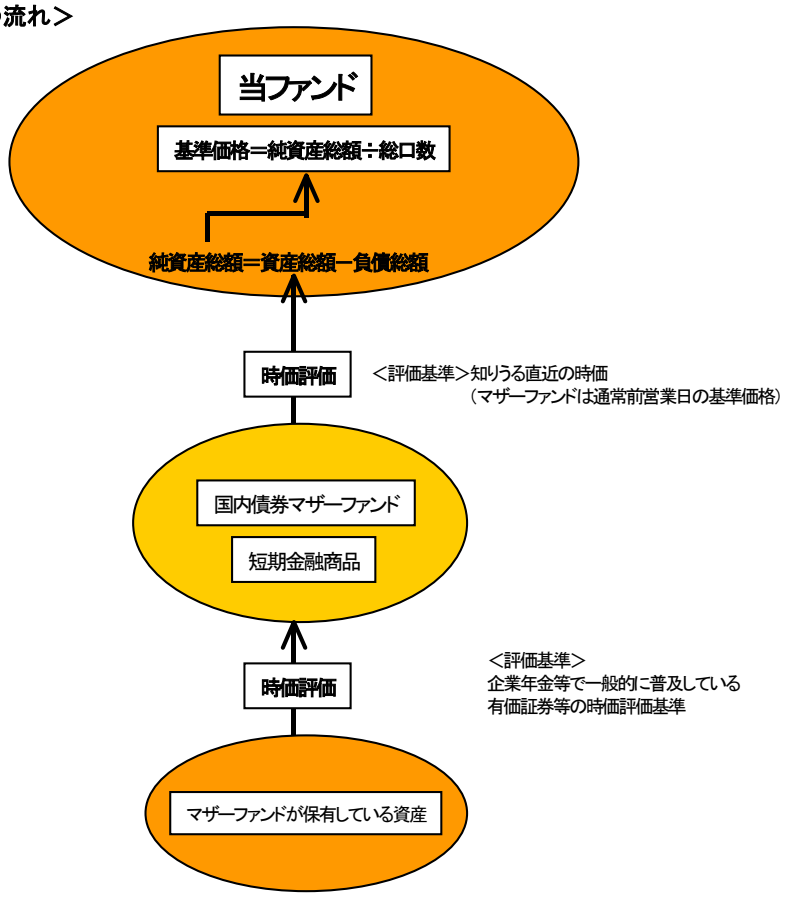

＜ご参考＞マザーファンドの時価評価基準①　　＜注＞時価評価基準は変更することがあります。

運用資産		評価基準	情報入手先
上場債券 （上場新株予約権付社債・転換社債を除く）		①日本証券業協会が発表する売買参考統計値 ②売買参考統計値がない場合は、情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ④「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
非上場債のうち日本証券業協会が選定した売買参考統計値公表銘柄			
売買参考統計値未採用銘柄	非上場の残存１年超の公募債のうち利率が一定であって償還方法が満期一括償還方式である内国債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	非上場の残存１年超の非公募債のうち利率が一定であって償還方法が満期一括償還方式である内国債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	売買参考統計値の公表のない変動利付債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値（※現状は時価単価100円）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	非上場の残存１年超の売買参考統計値未公表銘柄の円建外債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	残存１年超の途中償還債券	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P. ブローカー
	残存１年未満の債券	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 但し、比準銘柄の選定が困難な円建外債についてはTIBORレートを使用した短期金利方式により算定した理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.

＜ご参考＞マザーファンドの時価評価基準②

運用資産		評価基準	情報入手先
売買参考統計値未採用銘柄	デュアル・カレンシー債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	ステップ・アップ債 ステップ・ダウン債	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 なお、当該算定にあたり、「利率」が算定要素となる場合は、決算日から償還日までの期間の加重平均により求めた平均券面利率を当該利率とする ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	エクス・ワラント	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	劣後部分を除く資産担保証券（ＡＢＳ）	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
	その他債券	①情報ベンダーであるブルームバーグL.P.が提供する「ブルームバーグ公社債基準価格」 ②「ブルームバーグ公社債基準価格」がない場合は、日本経済新聞社が提供する「債券標準価格」 ③「ブルームバーグ公社債基準価格」および「債券標準価格」がない場合は、日本証券業協会が発表する売買参考統計値公表銘柄の利回りに基づいて、債券の種類別に算定した比準価格等の理論値 ④理論値が提供されない場合は、マーケットメイクを行っているブローカーの気配値（ヒアリング）	日本経済新聞社 ブルームバーグL.P.
ユーロ円債		①当該債券が上場されている場合、上場取引所の終値 ②当日終値がない場合は気配値 ③上場取引所の終値または気配値のない場合及び当該債券が上場されていない場合は、業界団体が発表する価格 ④業界団体が発表する価格がない場合は、債券の特性に応じて算出された理論値 ⑤理論値が提供されない場合は、マーケットメイクをしているブローカーの気配値（ヒアリング）	ICE データ・サービス・ジャパン ブルームバーグL.P. SIX Financial ブローカー

※ 市場価額、合理的に算定された価額および適切なブローカーの気配値等のない有価証券は、取得原価または償却原価にて評価

＜ご参考＞マザーファンドの時価評価基準③

運用資産	評価基準	情報入手先
国内債券未収収益	（額面×利率（％）×経過日数÷３６５）－支払経過前払金	－
上場先物取引	取引を行った取引所の清算価格 ①上場取引所の終値 ②当日終値のない場合は、気配値 ③気配値もない場合は、直近採用値	日本経済新聞社

B. 基準価格の算出頻度

基準価格は日々算出します。

（2）持分の計算方法

お客さまの持分は、計算日の基準価格より1口あたりの信託財産留保金を控除した額に保有口数を乗じて得た額として計算されます。

（3）その他管理および運営の仕組み

A. 信託期間

無期限とします。ただし、信託契約の全部が解約または内戻しされた場合、または合同運用財産の純資産総額が、ファンド設定後10年経過後の最初の決算日以降に1億円を下回ったとき、または信託目的を達成したとき、もしくは信用目的の達成が不可能もしくは著しく困難と受託会社が認めたとき、この信託契約は終了します。終了に際して受託会社は、あらかじめ確定拠出年金の運営管理機関に通知します。

B. 収益計算期

毎年12月1日から翌年11月30日とします。

なお、収益計算期の終了日が当行休業日のときは、計算期終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期を開始します。

C. 運用状況のご報告

＜運用報告＞

基準価格および運用状況は運営管理機関を通じてご報告します。

＜決算報告＞

決算終了後に、期中の運用経過や期末残高状況、有価証券の売買状況、収益分配結果を記載した決算報告書を作成します。

＜その他のお問い合わせ＞

その他のご照会につきましては、下記までお問い合わせ下さい。

◇みずほ信託銀行株式会社

アセットマネジメント推進部 業務管理チーム　　（電話番号）　03-3240-7058

＜受付時間＞　営業日　午前9時 ～ 午後5時

◇みずほ信託銀行株式会社のホームページ　　https://www.mizuho-tb.co.jp/

D. 約款および本説明書の改訂

約款および本説明書の記載事項について、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社は約款および本説明書を改訂することがあります。改訂に際して受託会社は、確定拠出年金の運営管理機関に通知します。

（4）受益者の権利等

受益者が保有する主な権利は以下のとおりです。

A. 収益分配金を請求する権利

収益分配時における受益者は、収益分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利があります。

B. 解約請求権

受益者は、受益権の持分の一部および全部を、運営管理機関を通じて受託会社に請求することができます。

C. 当ファンドの信託終了時における交付金を請求する権利

信託終了時における受益者は、終了時の純資産総額を当該終了日の残存口数によって按分した金額を受託会社に請求する権利があります。

（5）受託会社の概況　（2024年9月30日現在）

A. 名称

みずほ信託銀行株式会社

B. 資本の額

資本金	2,473億円
発行済株式総数（普通株式）	7,914,784千株

C. 会社の沿革

年月	事項
1925年 5月 9日	共済信託株式会社として設立
1926年 2月 12日	商号を安田信託銀行に変更
1962年 7月 25日	適格退職年金信託第1号受託
1966年 10月 1日	厚生年金基金信託業務開始
1999年 10月 1日	第一勧業富士信託銀行へ財管3部門（年金・資産運用、証券管理、証券代行）を営業譲り渡し
2002年 4月 1日	商号をみずほアセット信託銀行に変更
2003年 3月 12日	みずほ信託銀行※と合併、商号をみずほ信託銀行に変更
2011年 9月 1日	みずほフィナンシャルグループの完全子会社となる。

※合併前旧みずほ信託銀行の沿革

年月	事項
1999年 4月 1日	第一勧業信託銀行と富士信託銀行が合併、第一勧業富士信託銀行が発足
1999年 10月 1日	第一勧業富士信託銀行が、安田信託銀行から財管3部門（年金・資産運用、証券管理、証券代行）を営業譲り受け
2000年 10月 1日	第一勧業富士信託銀行と興銀信託銀行が合併、みずほ信託銀行が発足
2003年 3月 12日	みずほアセット信託銀行と合併

D. 大株主の状況（普通株式）（2024年9月30日現在）

株主	保有株数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	7,914,784千株	100.00%

8. 財務ハイライト情報

以下の情報は、「第Ⅱ部 ファンドの詳細情報」の「2. 決算状況」に記載されている当ファンドの決算内容から抜粋して記載したものです。

(1)資産、負債、元本および基準価格の状況

項目	第20期(2023年11月30日)	第21期(2024年12月2日)
(A)資産	5,165,465,746 円	4,852,135,581 円
国内債券マザーファンド(評価額)	5,155,578,520	4,841,717,976
銀行勘定貸	9,887,226	10,417,605
未収金	0	0
(B)負債	9,946,986 円	3,060,092 円
未払金	9,946,986	3,060,092
(C)純資産総額(A－B)	5,155,518,760 円	4,849,075,489 円
元本	4,358,336,396	4,216,190,033
分配準備積立金	797,182,364	632,885,456
信託損失	0	0
(D)受益権総口数	4,358,336,396 口	4,216,190,033 口
1万口あたり基準価格(C／D×10,000)	11,829 円	11,501 円

(2)損益の状況

項目	第20期 (2022年12月1日 ～ 2023年11月30日)	第21期 (2023年12月1日 ～ 2024年12月2日)
(A)利配当等収益	0 円	1,409 円
銀行勘定貸利息	0	1,409
(B)売買損益等	△ 56,512,588 円	△ 126,464,240 円
売買損益	9,979,724	8,727,208
評価損益	△ 66,492,312	△ 135,191,448
(C)信託報酬	△ 14,302,559 円	△ 13,729,930 円
(D)その他費用	0 円	0 円
(E)雑益	0 円	0 円
(F)当期利益 (A＋B＋C＋D＋E)	△ 70,815,147 円	△ 140,192,761 円
(G)信託財産留保金	0 円	0 円
(H)収益調整金	2,653,867 円	△ 24,104,147 円
(I)前期繰越損益	865,343,644 円	797,182,364 円
分配準備積立金	865,343,644	797,182,364
信託損失	0	0
(J)当期未処分利益 (F＋G＋H＋I)	797,182,364 円	632,885,456 円
＜利益処分＞		
(K)収益分配金	0 円	0 円
(L)次期繰越損益 (J－K)	797,182,364 円	632,885,456 円
分配準備積立金	797,182,364	632,885,456
信託損失	0	0

○ 重要な会計方針

期別 項目	第20期計算期 (2022年12月1日～2023年11月30日)
運用資産の評価基準 および評価方法	＜マザーファンド＞移動平均法に基づき、2023年11月29日付基準価格で評価しております。
費用・収益の計上基準	＜有価証券売買等損益の計上基準＞約定日基準で計上しております。

期別 項目	第21期計算期 (2023年12月1日～2024年12月2日)
運用資産の評価基準 および評価方法	＜マザーファンド＞移動平均法に基づき、2024年11月29日付基準価格で評価しております。
費用・収益の計上基準	＜有価証券売買等損益の計上基準＞約定日基準で計上しております。

用語解説

＜50音順＞

■インデックス運用とアクティブ運用

市場の指標を上回る収益の獲得を目指すアクティブ運用に対して、市場に連動した収益を目指す運用手法をインデックス運用といいます。一般に、超過収益を追求するため高コストとなりがちなアクティブ運用に対して、インデックス運用は市場に連動した収益を低コストで目指します。
当ファンドは、国内債券のインデックス運用をするマザーファンドに投資します。

■基準価格

計算日時点のファンドの資産総額から負債総額を差引いた金額（純資産総額）をそのときの受益権口数で除した1口当たりの純資産総額をいい、投資信託における基準価額に相当するものです。
お客さまの持分計算の基準となるもので、日々算出しております。
（基準価格の計算方法や資産の評価方法については、本説明書15頁をご参照下さい。）

$$\text{基準価格} = \frac{\text{計算日時点のファンドの純資産総額（貸借対照表の資産の部より負債の部を差し引いたもの）}}{\text{計算日時点の総口数}}$$

■収益分配金

ファンドの決算時に、決算日時点での受益者に支払われる収益金のこと。収益金は、ファンドに組み入れた有価証券等から生ずる利子・配当、売買益、評価益などの合計額から経費、信託報酬およびこれに係る消費税相当額を差し引いた金額を原資とし、分配方針にしたがって受益権口数に応じて平等に分配されます。（詳細は約款第11条(本説明書22頁)をご参照下さい。）
当ファンドでは、分配金額は全額再投資されます。（本説明書6頁）

■受益権

信託財産の元本および運用成果を受取る権利のことをいい、その持分は口数によって計られます。（本説明書16頁）
当ファンドは、元金が保証されているものではなく、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本の補填・利益の補足はありません。

■受益者

受益権を持つ個人や法人をいいます。

■信託期間

ファンド毎に定められた存続期間のことをいいます。
当ファンドについては、「原則として無期限」でありますが、一定の事由により信託契約が終了することがあります。詳細は本説明書16頁および約款第18条(本説明書23頁)をご参照下さい。

■信託財産留保金

信託財産留保金はお申込み・ご解約時の信託財産の売買コスト相当分を、お申込み・ご解約をされたお客さまに公平に負担していただくためのもので、次の金額がお申込み・ご解約のあったファンド全体の資産としてファンドに留保されます。

・お申込み時　　お申込み金額 × 留保金率
・ご解約申込時　ご解約申込み口数 × 適用される基準価格 × 留保金率

■信託報酬

信託財産の運用および管理の対価として、信託銀行に対し信託財産より支払われる報酬をいいます。
当ファンドの信託報酬率は、本説明書の2頁または10頁をご参照下さい。

■スイッチング

複数の商品群の間で、運用商品を切り替えることをいいます。
具体的には、一方の商品の全部あるいは一部について運用を中止して換金し、その分を他方の商品に投資することによって切り替えを行います。
特に、確定拠出年金制度においては、当該確定拠出年金プランのラインナップ商品間でスイッチングを行うことによって、運用方法を変更することになります。

■デュレーション

キャッシュフロー（元本と利息）および利回りを考慮した債券の平均残存期間のこと。
投資した債券元本を回収するために必要な平均投資期間を意味すると共に債券価格の金利変化に対する感応度を示し、デュレーションの値が大きいほど金利変化に対する感応度は大きく、金利変動リスクは大きいといえます。

■デリバティブ

株式、公社債、為替や金利などの本来の金融商品から派生したものの総称で、先物取引、オプション取引、スワップ取引などがあり、派生商品ともいいます。

・当ファンド（ベビーファンド）は原則として、デリバティブに投資することはありません。（本説明書4頁）
・当ファンドが投資するマザーファンドは、ヘッジ目的に限定してデリバティブに投資します。（本説明書6頁）
・当ファンドが投資するマザーファンドのデリバティブへの投資状況については、本説明書「第Ⅱ部 2. 決算状況」（29頁）をご参照下さい。

■年金投資基金信託

年金投資基金信託は、信託法および信託業法に基づき、信託銀行が自ら運用を行いまた資産管理も行う金銭信託です。
厚生年金基金や確定給付企業年金、確定拠出年金など年金資金の運用において、効率性、投資リスクの分散、運用対象の多様化を図るため、同じ目的の資金をまとめて運用する仕組みで、年金信託や確定拠出年金特定金銭信託の受託者である信託銀行が委託者兼受益者となり、ファンドの運用・管理者としての信託銀行を受託者とする信託です。
信託銀行が受託した資産は信託財産として分別管理されているため、万一信託銀行が破綻しても資産は保全されます。
当ファンドにおいては追加・解約を公平に実現するために、基準価格を用いて持分を計算する仕組を採用しています。

■年金投資基金信託約款

当該年金投資基金信託の運営について定めたもので、主な項目としては信託の目的、投資対象、追加・解約、信託報酬、収益分配金、信託の終了等があります。
当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの約款は本説明書21頁～26頁をご参照下さい。

■ファミリーファンド方式

お客さまが投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を同じ目的の他の資金とまとめてマザーファンドに投資して、効率的な運用を行う仕組みです。
当ファンドを例としますと、お客さまが投資した資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を同じ目的の他の資金（マイブレンドやライフマネージ等の資金）とまとめてマザーファンド（国内債券マザーファンド）に投資します。（本説明書4頁）

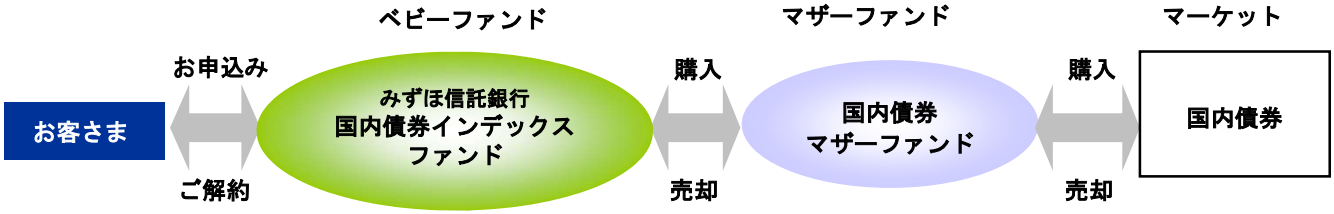

■ヘッジ

有価証券や為替の価格変動による損失の可能性をデリバティブ等を用いて回避することをいいます。

■ベンチマーク

運用の目標とする指標のことをいいます。
例として、当ファンドはNOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）への連動を目指しますが、この場合の「NOMURAボンド・パフォーマンス・インデックス（総合）」を「当ファンドのベンチマーク」といいます。

■リターンとリスク

ファンドのリターンとは収益率（基準価格の騰落率）、リスクとは期間毎の収益率のブレや損失の可能性をいいます。

年金投資基金信託（確定拠出年金口 みずほ信託銀行 国内債券インデックスファンド）約款

第 1 条（目的）

委託者は、委託者と　　株式会社との間に締結された　年　月　日付確定拠出年金特定金銭信託契約に基づき、当該確定拠出年金特定金銭信託契約の信託財産たる金銭を受益者のために利殖する目的で信託し、受託者はこれを引受けました。

第 2 条（追加信託）

委託者は、受託者の承諾を得て、金銭を追加信託することができます。

第 3 条（合同運用）

１．信託財産は、運用方法が同じである他の信託財産と合同して運用します。

２．前項に基づき合同して運用した信託財産（以下、「合同運用財産」といいます。）について生じた損益は、第８条、第１１条および第１２条から第１８条までに定める方法によりそれぞれの信託財産の各受益者に帰属します。

第 4 条（運用方法）

１．信託財産は、次に掲げる有価証券等に運用します。

(1) 年金投資基金信託受益権（公社債口）

(2) 預金（譲渡性預金を含む）、コールローン、手形割引市場において売買される手形および円建銀行引受手形、コマーシャル・ペーパー（資産担保型コマーシャル・ペーパーを含みます。）

２．前項第１号に掲げる財産については、みずほ信託銀行株式会社を受託者とするものを含むものとします。

３．受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます）施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、受託者または第６条第３項に基づく再信託の受託者の銀行勘定との間で、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。

(1) 為替取引および外国為替の売買の予約

(2) 預金、コールローン、手形割引市場において売買される手形、および円建銀行引受手形の取得・処分に係る取引

４．受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、信託業法第２９条第２項第１号に定める利害関係人（同法第２２条第２項により読み替えられる場合を含み、以下「利害関係人」といいます。）又は第６条に定める委託先（以下、これと利害関係人とを総称して「利害関係人等」といいます。）との間で、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。

(1) 有価証券の売買等取引（売買等の委託を含みます。）

(2) 為替取引および外国為替の売買の予約

(3) 預金、コールローン、手形割引市場において売買される手形、および円建銀行引受手形の取得・処分に係る取引

５．受託者は第３項による受託者または第６条第３項に基づく再信託の受託者の銀行勘定との取引、前項による利害関係人等との取引を行った場合は、受益者に対し、兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第３項に基づく報告を行います。

６．受託者は、受益者の保護に支障が生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、信託財産を受託者または第６条第３項に基づく再信託の受託者の銀行勘定に運用することがあります。この場合、受託者は受益者に対し、兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第３項に基づく報告を行います。

７．この信託財産の運用にあたっては、貸出先や有価証券の発行体の信用状況又は有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託財産の欠損が生じることがあります。この場合、受託者は、これを補填することはできません。

８．受託者は、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算において、本条に基づき行われる取引と同種の取引を行うことがあります。

９．受託者は、前項に定める取引を行った場合、受益者に対する信託法第３２条第３項に定める通知は行わないものとします。

第 5 条（借入金）

信託財産は、新株式についての払込その他短期の資金繰上やむを得ない場合は、これを担保に供して借入をすることがあります。この借入金は信託財産に属し、前条の信託財産と同一の方法により運用します。

第 6 条（信託業務の委託）

１．受託者は、信託業務の一部を第三者に委託するときは、次の各号に掲げる基準に適合する者を選定するものとします。

(1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと

(2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること

(3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること

２．受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

３．受託者は、信託事務の処理の一部について、信託法第２８条に基づく信託事務の委託として、兼営法第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた金融機関のうち別に定める者（受託者の利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができるものとします。

４．前３項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含む）に委託することができるものとします。

(1) 信託財産の保存にかかる業務

(2) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

(3) 委託者および受益者（委託者および受益者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により受託者が行う業務

(4)受託者（受託者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみからの指図により委託先が行う業務
(5)受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

５．第１項、第３項および前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときに行うものとします。

第 7 条（信託の登記・登録の留保等）

１．信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受益者の利益に資する等の合理的な理由があると受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

２．前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

３．信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受益者の利益に資する等の合理的な理由があると受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 8 条（計算方法）

１．この信託契約が締結された時に、合同運用財産において他の信託契約がまだ締結されていない場合は、１円を１口として、信託金を引受けます。

２．前項以外の場合は、受託者が承諾を行った日の翌営業日の計算基準価格に、原則として信託財産留保金を加算した額を１口として、その整数倍の価額に相当する財産を信託金の額として引受けます。

３．前項の場合、委託者は、受託者の承諾を得て、承諾後３営業日以内に信託金を追加することができます。

４．この約款において計算基準価格とは、合同運用財産の純資産総額を、計算日の総口数で除して得た価額をいいます。

５．この約款において純資産総額とは、受託者が信託金を拠出している年金投資基金信託受益権（公社債口）については知り得る直近の基準価格に保有口数を乗じた資産額と、適正な価格によって計算した信託財産の合計である資産総額から負債総額を控除した額とします。

第 9 条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用（以下「諸経費」といいます。）は、信託財産の中から支払います。

第 10 条（信託報酬）

１．信託報酬を計算するにあたり、信託財産の純資産総額に別に定める割合の３６５分の１を乗じて得た額とそれに係る消費税（地方消費税を含む）に相当する額を毎日未払金として計上します。

２．前項の未払金として計上された額を、第１１条に定める収益計算期並びに毎年５月の末日（同日が休業日のときは前営業日）に、信託財産の中から控除します。

第 11 条（収益計算期および収益処分方法）

１．収益計算期は、毎年１１月の各末日（同日が休業日の場合は翌営業日、以下「毎計算期末」といいます。）および信託終了のときとし、毎計算期末における収益は、信託終了のときを除き次の方法により処理します。

(1)利子およびこれらに類する収益（未収収益を含む。以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税に相当する額を控除した後、その残額を各受益者の保有する口数に応じて分配します。ただし、その全部および一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(2)売買、償還およびこれに類する利益に評価差益を加えた利益（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬を控除し、信託財産につき生じた損失（以下「信託損失」といいます。）のあるときはその全額に充当した後、その残額を各受益者の保有する口数に応じて分配します。ただし、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(3)前２号および第１３条第３項に定める諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税に相当する額の控除は、配当金等収益、信託財産留保金および売買益にそれぞれ按分して行います。

２．受益者は、前項の分配金を再投資として追加信託するものとします。なお、この場合における基準価格は毎計算期末の利益処分後基準価格とし、受託者は第８条第２項にかかわらず信託財産留保金を加算することなく基準価格で除して得た口数として、信託財産を引受けます。

３．第１項の計算は、毎計算期末において行い、信託財産に関する計算書を作成し、これを受益者に遅滞なく提出します。ただし、信託終了のときは、第１８条に定めるところによります。

第 11 条の2（報告書の提出）

１．受託者は、毎計算期末現在における次の各号に掲げる報告書を、作成後遅滞なく受益者に提出します。

(1)兼営法第２条第１項で準用する信託業法第２７条第１項に定める信託財産状況報告書
(2)信託法第３７条第２項に定める財産状況開示資料

２．受託者が前項に定める報告書を提出したときは、前条に定める収益計算に関する報告も行ったものとします。

３．受託者が第１項に定める方法で報告書を提出したときは、信託法第３７条第３項の報告も行ったものとします。

第 12 条（分配準備積立金）

分配準備積立金は、受託者が必要と認めた場合にはこれを取崩し、分配または信託損失の充当を行うことができます。

第 13 条（信託財産留保金）

１．１口あたりの信託財産留保金は、第２条に定める受託者の承諾または第１６条第１項に定める委託者の請求のあった日の基準価格に受託者が別に定める率を乗じて得た額とします。

２．前項における率は、実績等を勘案し、随時見直します。

３．信託財産留保金は、毎計算期末において諸経費を控除し、信託損失のあるときはその全額に充当した後、その残額を受益者に分配します。ただし、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

第 14 条（収益調整金）

１．信託金、内戻財産または解約財産は、信託金、内戻財産または解約財産の口数に１円を乗じた金額とその他の金額とに分け、前者を元本、後者を収益調整金として処理します。

２．収益調整金は、毎計算期末において信託損失のあるときはその全額に充当した後、その残額を分配準備積立金として積立てます。ただし、その全部または一部を受益者に分配することができます。
３．収益調整金が負の値になったときは、毎計算期末において、信託損失として処理します。

第 15 条（信託損失の充当順序）

１．信託損失の充当順序は、次のとおりとします。
(1) 信託財産留保金
(2) 売買益
(3) 収益調整金
(4) 分配準備積立金
２．前項により充当できない信託損失は、次期に繰越します。

第 16 条（解約・内戻し）

１．委託者は、この信託契約の解約または口数単位による信託金の内戻しを請求することができます。ただし、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。
２．前項の場合には、受託者は、これにより生じた損害金相当額を信託財産に留保し、残額を受益者に支払うことがあります。

第 17 条（解約・内戻しの時期と計算）

解約、内戻しの金額は、当該解約・内戻しの請求日の翌営業日の基準価格から、原則として１口当たりの信託財産留保金を控除した額にその口数を乗じた額とし、請求日から起算して５営業日以内に金銭で交付します。ただし、合同運用財産の全てが解約されたときは、純資産総額を当該終了日の残存口数により按分した額の金銭を受益者に交付します。

第 18 条（信託の終了および最終計算）

１．この信託は、第１６条の定めによりこの信託契約の全部が解約または内戻しされた場合、または合同運用財産の純資産総額がファンド設定日より１０年経過後最初の収益計算期以降に１億円を下回ったときまたは信託目的を達成したときもしくは信託目的の達成が不可能もしくは著しく困難と受益者が認めたとき終了します。
２．前項によりこの信託が終了したときは、次項の価額に相当する信託財産を終了した日から１ヵ月以内に受益者に交付します。
３．最終計算においては、純資産総額を当該終了日の残存口数により按分した価額を交付額とします。
４．受託者は、第２項の信託財産の交付に際し、最終計算書を作成し、受益者の承認を求めるものとします。

第 19 条（信託約款の変更）

受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむをえない事情が発生したときには、この信託約款を変更できるものとします。

第 20 条（譲渡・質入）

この信託の受益権は、譲渡することまたは受託者の承諾なしに質入することはできません。

第 21 条（善管注意義務）

１．受託者は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、もっぱら受益者の利益のために信託事務を処理します。
２．受託者がこの信託契約や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。
３．前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。

第 22 条（信託法等との関係）

この約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定にしたがうものとします。

マザーファンド　／　年金投資基金信託（公社債口）約款

第 1 条（目的）

委託者は、委託者と　　株式会社の間に締結された　年　月　　日付確定拠出年金特定金銭信託契約に基づき、当該確定拠出年金特定金銭信託契約の信託財産を受益者のために利殖する目的で信託し、受託者はこれを引受けました。

第 2 条（追加信託）

委託者は、受託者の承諾を得て、金銭または有価証券を追加信託することができます。

第 3 条（合同運用）

１．信託財産は、運用方法が同じである他の信託財産と合同して運用します。

２．前項に基づき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」といいます。）について生じた損益は、第８条、第１１条および第１２条から第１８条までに定める方法によりそれぞれの信託財産の各受益者に帰属します。

第 4 条（運用方法）

１．信託財産は、国債、地方債、社債（社債の引受権を表示する証券または証書、資産担保型社債および特定社債を含みます。）、特別の法律により法人の発行する債券、投資法人債券、非居住者円貨建債券または投資信託受益証券に運用します。ただし、その一部を指定金銭信託受益権（合同運用一般口）、預金、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、円貨建銀行引受手形またはコマーシャル・ペーパー（資産担保型コマーシャル・ペーパーを含みます。）に運用することがあります。

２．前項ただし書きの指定金銭信託受益権については、合同運用財産の受託者を受託者とするものを含むものとします。

３．第１項ただし書きの預金には、為替予約が付されていることにより満期時または償還時における元本の円貨額が確定している外貨建預金を含むものとします。

４．信託財産は、原則として、信託財産の１００分の１０をこえて同一会社の発行する社債には運用しません。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該社債の構成比率が１００分の１０をこえる場合、ベンチマーク構成比率を基準となるべとして上記割合をこえて運用することがあります。

５．信託財産は、原則として、信託財産の１００分の１０をこえて同一発行主体の発行する非居住者円貨建債券には運用しません。ただし、対象となるベンチマークにおいて当該非居住者円貨建債券の構成比率が１００分の１０をこえる場合、ベンチマーク構成比率を基準として上記割合をこえて運用することがあります。

６．受託者は、信託財産に属する有価証券を証券貸借取引（レポ取引およびリバース・レポ取引を含みます。）および条件付売買（以下「現先」といいます。）取引にて運用することがあります。証券貸借取引および現先取引を行うに際し、受託者は運用有価証券信託を設定することがあります。受託者は、証券貸借取引における担保金等を預金、コール・ローン、現先取引、リバース・レポ取引、貸付金等に運用することがあります。

受託者は、別に定めるところにより証券貸借取引に係る貸付契約および売買契約等の代理権を第三者（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」といいます。）第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第２項第１号に定める利害関係人（同法第２２条第２項により読み替えられる場合を含み、以下「利害関係人」といいます。）を含みます。）に付与することがあります。

７．受託者は、信託財産に属する資産について、当該資産の価額等のヘッジ（合同運用財産全体の金利変動リスクのコントロールを含みます）のため、有価証券・通貨・金利等に係る先物取引・指数先物取引・オプション取引および通貨・金利等に係るスワップ取引を行うことがあります。

８．受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定との間で、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。

(1) 有価証券・通貨・金利等に係わる先物取引、指数先物取引およびオプション取引ならびに通貨・金利等に係わるスワップ取引

(2) 為替取引および外国為替の売買の予約

(3) 指定金銭信託受益権、預金、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、円貨建銀行引受手形、投資信託受益証券、および投資法人債券の取得・処分に係る取引

９．受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、利害関係人または第６条に定める委託先（以下、これと利害関係人とを総称して「利害関係人等」といいます。）との間で、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。

(1) 有価証券の売買等取引（売買等の委託を含みます。）および第６項に定める証券貸借取引および現先取引

(2) 有価証券・通貨・金利等に係わる先物取引、指数先物取引およびオプション取引ならびに通貨・金利等に係わるスワップ取引

(3) 為替取引および外国為替の売買の予約

(4) 指定金銭信託受益権、預金、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形、円貨建銀行引受手形、投資信託受益証券、および投資法人債券の取得・処分に係る取引

10. 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、この信託財産と他の信託財産との間で、次の各号に掲げる取引を行うことがあります。

(1) 有価証券の売買取引

(2) 有価証券に係わる先物取引、指数先物取引およびオプション取引

11. 受託者は第８項による受託者の銀行勘定との取引、第９項による利害関係人等との取引または第１０項による信託財産間の取引を行った場合は、受益者に対し、兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第３項に基づく報告を行います。

12. 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、信託財産を受託者の銀行勘定に運用することがあります。この場合、受託者は受益者に対し、兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第３項に基づく報告を行います。

13. この信託財産の運用にあたっては、貸出先や有価証券の発行体の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産の値動きの状況等により、信託財産の欠損が生じることがあります。この場合、受託者は、これを補填することはできません。
14. 受託者は、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算において、本条に基づき行われる取引と同種の取引を行うことがあります。
15. 受託者は、前項に定める取引を行った場合、受益者に対する信託法第３２条第３項に定める通知は行わないものとします。

第 5 条（借入金）

信託財産は、短期の資金繰上やむを得ない場合は、これを担保に供して借入をすることがあります。この借入金は信託財産に属し、前条の信託財産と同一の方法により運用します。

第 6 条（信託業務の委託）

１．受託者は、以下の各号に掲げる業務の全部または一部について、当該各号に掲げる者（利害関係人を含みます。）に委託することがあります。
(1) 信託財産の有価証券の運用に係る業務
金融商品取引法に定める投資運用業に関する登録を行っている者および外国の法令に準拠して外国において有価証券の運用を業として営む者
(2) 有価証券の証券貸借取引および現先取引に係る業務
第４条第６項に基づき選任された者

２．受託者は、前項に定める委託をするときは、前項各号に掲げる者の中から、次の各号に掲げる基準に適合する者を選定するものとします。
(1) 委託先の信用力に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと
(2) 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
(3) 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されている者であること

３．受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、複数の部署において、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

４．受託者は、信託事務の処理の一部について、信託法第２８条に基づく信託事務の委託として、兼営法第１条第１項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた金融機関のうち別に定める者（利害関係人を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができるものとします。

５．前４項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（利害関係人を含む）に委託することができるものとします。
(1) 信託財産の保存にかかる業務
(2) 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
(3) 委託者および受益者（委託者および受益者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により受託者が行う業務
(4) 受託者（受託者から指図の権限の委託を受けた者を含む。）のみの指図により委託先が行う業務
(5) 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

６．第１項、第４項および前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときに行うものとします。

第6条の2（運用業務の委託）

受託者は、前条第1項第1号に基づき信託財産の有価証券の運用に係る業務の一部を委託する場合は、アセットマネジメントＯｎｅ株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目８番２号）に委託します。

第 7 条（信託の登記・登録の留保等）

１．信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受益者の利益に資する等の合理的な理由があると受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

２．前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

３．信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受益者の利益に資する等の合理的な理由があると受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第 8 条（計算方法）

１．この信託契約が締結されたときに、合同運用財産において他の信託契約がまだ締結されていない場合は、１万円相当額を１口として、その整数倍の価額に相当する財産を信託財産の額として引受けます。

２．前項以外の場合は、受託者が承諾を行った日の計算基準価格に、原則として信託財産留保金を加算した額を１口として、その整数倍の価額に相当する財産を信託財産の額として引受けます。

３．前項の場合、委託者は、受託者の承諾を得て、承諾後３営業日以内に信託財産を追加することができます。

４．この約款において計算基準価格とは、合同運用財産の純資産総額を、計算日の総口数で除して得た価額をいいます。

５．前項の純資産総額とは、国債、地方債、社債、特別の法律により法人の発行する債券、投資法人債券、非居住者円貨建債券または投資信託受益証券で金融商品市場の相場のあるものについては、その終値（当該市場における終値のないものはそれに準ずる価格。）、その他のものについては、適正な価格によって計算した信託財産の資産総額から負債総額を控除した額をいいます。

第 9 条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用（以下「諸経費」といいます。）は、信託財産の中から支払います。

第 10 条（信託報酬）

この信託に係る信託報酬はいただきません。

第 11 条（収益計算期および収益処分方法）

１．収益計算期は、毎年３月および９月の各末日（以下「毎計算期末」といいます。）および信託終了のときとし、毎計算期末における収益は、信託終了のときを除き次の方法により処理します。

(1) 利子およびこれらに類する収益（未収収益を含む。以下利子等収益といいます。）は、諸経費を控除した後、その残額を各受益者の信託財産の口数に応じて分配します。ただし、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(2) 売買、償還およびこれに類する利益に評価差益を加えた利益（以下売買益といいます。）は、諸経費を控除し、信託財産につき生じた損失（以下信託損失といいます。）のあるときはその全額に充当した後、その残額を各受益者の信託財産の口数に応じて分配します。ただし、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(3) 前２号および第１３条第２項に定める諸経費の控除は、利子等収益、信託財産留保金および売買益にそれぞれ按分して行います。

２．前項の分配金は、毎計算期末の翌日以降１ヵ月以内に受益者に支払います。

３．第１項の計算は、毎計算期末後２か月以内に受益者に報告し、毎計算期末後３か月以内に異議がないときは、受益者の承認があったものとします。ただし、信託終了のときは、第１８条に定めるところによります。

第 11 条の2（報告書の提出）

１．受託者は、毎計算期末現在における次の各号に掲げる報告書を、毎計算期末後２ヶ月以内に受益者に提出します。

(1) 兼営法第２条第１項で準用する信託業法第２７条第１項に定める信託財産状況報告書

(2) 信託法第３７条第２項に定める財産状況開示資料

２．受託者が前項に定める報告書を提出したときは、前条に定める収益計算に関する報告も行ったものとします。

３．受託者が第１項に定める方法で報告書を提出したときは、信託法第３７条第３項の報告も行ったものとします。

第 12 条（分配準備積立金）

分配準備積立金は、受託者が必要と認めた場合にはこれを取崩し、分配または信託損失の充当を行うことができます。

第 13 条（信託財産留保金）

１．信託財産留保金は、受託者が承諾もしくは請求を行った日の計算基準価格に別に定める料率を乗じて得た額とします。

２．信託財産留保金は、毎計算期末において諸経費を控除し、信託損失のあるときはその全額に充当した後、その残額を受益者に分配します。ただし、その全部または一部を分配準備積立金として積立てることができます。

第 14 条（収益調整金）

１．信託財産、内戻財産または解約財産は、信託財産、内戻財産または解約財産の口数に１万円を乗じた価額とその他の価額とに分け、前者を元本、後者を収益調整金として処理します。

２．収益調整金は、毎計算期末において信託損失のあるときはその全額に充当した後、その残額を分配準備積立金として積立てます。ただし、その全部または一部を受益者に分配することができます。

３．収益調整金が負の値になったときは、毎計算期末において、信託損失として処理します。

第 15 条（信託損失の充当順序）

１．信託損失の充当順序は、次のとおりとします。

(1) 信託財産留保金　(2) 売買益　(3) 収益調整金　(4) 分配準備積立金

２．前項により充当できない信託損失は、次期に繰越します。

第 16 条（解約・内戻し）

１．委託者は、この信託契約の解約または口数単位による信託財産の内戻しを請求することができます。ただし、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときはこの限りではありません。

２．前項の場合には、受託者は、これにより生じた損害金相当額を信託財産に留保し、残額を受益者に支払うことがあります。

第 17 条（解約・内戻しの時期と計算）

１．前条による信託財産の解約・内戻しは、請求後３営業日以内に行います。

２．前項の解約・内戻財産は、当該解約・内戻しの請求日の計算基準価格から、原則として信託財産留保金を控除した額にその口数を乗じた価額とし、解約・内戻しの日から１ヵ月以内に受益者に交付します。

第 18 条（信託の終了および最終計算）

１．この信託は、第１６条の定めによりこの信託契約の全部が解約された場合に終了します。

２．前項によりこの信託が終了したときは、次項の価額に相当する信託財産を終了した日から１ヵ月以内に受益者に交付します。

３．最終計算においては、純資産総額を当該終了日の残存口数により按分した価額を交付額とします。

４．受託者は、第２項の信託財産の交付に際し、最終計算書を作成し、受益者の承認を求めるものとします。

第 19 条（譲渡・質入）

この信託の受益権は、譲渡することまたは受託者の承諾なしに質入することはできません。

第 20 条（善管注意義務）

１．受託者は、信託の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、もっぱら受益者の利益のために信託事務を処理します。

２．受託者がこの信託契約や法令に基づく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことにかかる措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

３．前項の場合において、信託財産に変更が生じたことにかかる措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。

第 21 条（信託法等との関係）

この約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定にしたがうものとします。

第Ⅱ部　ファンドの詳細情報

1. ファンドの沿革

2004年5月28日	ファンド設定、運用開始

2. 決算状況

（1）資産、負債、元本および基準価格の状況

項目	第20期(2023年11月30日)	第21期(2024年12月2日)
(A) 資産	5,165,465,746 円	4,852,135,581 円
国内債券マザーファンド（評価額）	5,155,578,520	4,841,717,976
銀行勘定貸	9,887,226	10,417,605
未収金	0	0
(B) 負債	9,946,986 円	3,060,092 円
未払金	9,946,986	3,060,092
(C) 純資産総額（A－B）	5,155,518,760 円	4,849,075,489 円
元本	4,358,336,396	4,216,190,033
分配準備積立金	797,182,364	632,885,456
信託損失	0	0
(D) 受益権総口数	4,358,336,396 口	4,216,190,033 口
1万口あたり基準価格（C／D×10,000）	11,829 円	11,501 円

（2）損益の状況

項目	第20期 (2022年12月1日 ～ 2023年11月30日)	第21期 (2023年12月1日 ～ 2024年12月2日)
(A) 利配当等収益	0 円	1,409 円
銀行勘定貸利息	0	1,409
(B) 売買損益等	△ 56,512,588 円	△ 126,464,240 円
売買損益	9,979,724	8,727,208
評価損益	△ 66,492,312	△ 135,191,448
(C) 信託報酬	△ 14,302,559 円	△ 13,729,930 円
(D) その他費用	0 円	0 円
(E) 雑益	0 円	0 円
(F) 当期利益（A＋B＋C＋D＋E）	△ 70,815,147 円	△ 140,192,761 円
(G) 信託財産留保金	0 円	0 円
(H) 収益調整金	2,653,867 円	△ 24,104,147 円
(I) 前期繰越損益	865,343,644 円	797,182,364 円
分配準備積立金	865,343,644	797,182,364
信託損失	0	0
(J) 当期未処分利益（F＋G＋H＋I）	797,182,364 円	632,885,456 円
＜利益処分＞		
(K) 収益分配金	0 円	0 円
(L) 次期繰越損益（J－K）	797,182,364 円	632,885,456 円
分配準備積立金	797,182,364	632,885,456
信託損失	0	0

＜注1＞重要な会計方針

期別 項目	第20期計算期 (2022年12月1日～2023年11月30日)
運用資産の評価基準 および評価方法	＜マザーファンド＞移動平均法に基づき、2023年11月29日付基準価格で評価しております。
費用・収益の計上基準	＜有価証券売買等損益の計上基準＞約定日基準で計上しております。

期別 項目	第21期計算期 (2023年12月1日～2024年12月2日)
運用資産の評価基準 および評価方法	＜マザーファンド＞移動平均法に基づき、2024年11月29日付基準価格で評価しております。
費用・収益の計上基準	＜有価証券売買等損益の計上基準＞約定日基準で計上しております。

＜注2＞「資産、負債、元本および基準価格の状況」について

（単位：円）

計算期間	期首元本額	期中追加設定元本額	期中一部解約元本額
第20期計算期 （2022年12月1日～2023年11月30日）	4,347,599,021	546,162,837	535,425,462

計算期間	期首元本額	期中追加設定元本額	期中一部解約元本額
第21期計算期 （2023年12月1日～2024年12月2日）	4,358,336,396	610,915,757	753,062,120

＜注3＞「損益の状況」について（分配金の計算過程）

（単位：円）

項目		第 20 期計算期 （2022年12月1日～2023年11月30日）
諸経費等控除後の利配等収益	A	0
諸経費等控除後、信託損失充当後の売買等収益額、信託財産留保金、収益調整金	B	−68,161,280
前期繰越信託損益	C	865,343,644
分配対象収益額	D=A+B+C	797,182,364
分配金額	E	0

項目		第 21 期計算期 （2023年12月1日～2024年12月2日）
諸経費等控除後の利配等収益	A	0
諸経費等控除後、信託損失充当後の売買等収益額、信託財産留保金、収益調整金	B	−164,296,908
前期繰越信託損益	C	797,182,364
分配対象収益額	D=A+B+C	632,885,456
分配金額	E	0

＜注4＞有価証券等について

売買目的有価証券等の「資産、負債、元本および基準価格の状況について」計上額（A）および当計算期間※の損益に含まれた評価差額（B）

（単位：円）

種 類	（A）	（B）
マザーファンド （当行を受託者とする年金投資基金信託の受益権）	4,841,717,976	−135,191,448
合 計	4,841,717,976	−135,191,448

※　当計算期間とは2023年12月1日より2024年12月2日です。

＜注5＞デリバティブ取引について

2023年12月1日～2024年12月2日については、取引および残高はありません。

＜注6＞1万口当たり情報

1万口当たり純資産総額　11,501円（2024年12月2日）

(3)付属明細表

■ 有価証券明細表

有価証券の組入れはなく、次のようにマザーファンド(当行を受託者とする年金投資基金信託の受益権)を組入れております。

(単位:円)

種 類	銘 柄	評価額
マザーファンド (当行を受託者とする年金投資基金信託の受益権)	国内債券 マザーファンド	4,841,717,976
合 計		4,841,717,976

(2024年12月2日現在)

■ 有価証券先物取引等および為替予約取引の契約額等および時価の明細表

2024年12月2日現在、残高はありません。

＜ご参考＞マザーファンドの運用状況

国内債券インデックスファンドは、「国内債券マザーファンド」の受益権を主要投資対象としており、2.－(1)「資産、負債、元本および基準価格の状況」に計上されたマザーファンド(評価額)は当マザーファンドの受益権にかかるものです。国内債券マザーファンドの運用状況は以下の通りです。

○ 国内債券マザーファンド

国内債券インデックスファンドの基準価格は、マザーファンドの知り得る直近の基準価格により時価評価し算出するため、基準時点は国内債券インデックスファンドの決算日の前営業日としております。

＜資産、負債、元本および基準価格の状況＞

項目	前期末(2023年11月29日)	今期末(2024年11月29日)
(A)資産	435,394,823,197 円	441,657,354,801 円
公社債時価	431,621,104,451	430,202,769,096
銀行勘定貸	2,698,254,481	1,345,542,775
既経過利息前払金	17,181,635	53,009,253
未収国内債券利息	973,356,964	1,000,873,231
未収利息	0	233,946
未収金	83,685,666	9,046,246,500
その他	1,240,000	8,680,000
(B)負債	12,067,024 円	9,077,543,028 円
未払金	12,067,024	9,077,543,028
その他	0	0
(C)純資産総額(A－B)	435,382,756,173 円	432,579,811,773 円
元本	250,371,040,000	255,112,470,000
分配準備積立金	185,011,716,173	178,634,512,038
信託損失	0	△ 1,167,170,265
(D)受益権総口数	25,037,104 口	25,511,247 口
1口あたり基準価格(C／D)	17,390 円	16,956 円

＜注＞国内債券マザーファンドの計算期間は、国内債券インデックスファンドの計算期間とは異なり、原則として毎年4月1日から9月30日までと、10月1日から翌年3月31日までです。上表は国内債券インデックスファンドの決算日の前営業日現在の資産、負債、元本および基準価格の状況を示しております。

＜重要な会計方針＞

期別 項目	自2023年10月 1日 至2023年 11月29日	自2024年10月 1日 至2024年 11月29日
運用資産の評価基準	(1)国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 (2)先物 取引を行った取引所の清算価格にて時価評価しております。	
費用・収益の計上基準	○有価証券売買等損益および派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	

＜付属明細表＞

■ 有価証券明細表

・株式以外の有価証券

次頁のとおりです。なお、株式の残高はありません。(2024年11月29日現在)

■ 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位:円)

名称	種類	契約額等	うち1年超	評価額(時価)	評価損益
市場取引	先物取引 長期国債先物取引 買建	1,009,822,695	-	1,001,420,000	-8,402,695
＜債券先物取引＞ 合計		1,009,822,695	-	1,001,420,000	-8,402,695

(2024年11月29日現在)

＜注＞時価の算定方法

先物取引は、取引所の発表する計算日の清算価格にて時価評価しております。

■ 有価証券明細表
株式以外の有価証券

種類	銘柄		額面金額	評価額
			円	円
国債証券	利付国庫債券(2年)	第456回	1,270,000,000	1,264,539,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第457回	1,450,000,000	1,443,040,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第458回	1,910,000,000	1,902,360,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第459回	1,200,000,000	1,194,720,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第460回	1,350,000,000	1,345,275,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第461回	1,110,000,000	1,107,336,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第462回	1,090,000,000	1,087,166,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第463回	1,150,000,000	1,146,665,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第464回	690,000,000	687,792,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第465回	900,000,000	896,940,000
国債証券	利付国庫債券(2年)	第466回	1,300,000,000	1,297,790,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第147回	2,770,000,000	2,751,164,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第148回	3,040,000,000	3,013,856,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第149回	3,350,000,000	3,315,495,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第150回	3,030,000,000	2,994,549,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第151回	2,430,000,000	2,397,924,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第152回	1,640,000,000	1,621,796,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第153回	3,380,000,000	3,329,638,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第154回	3,050,000,000	3,007,300,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第155回	1,300,000,000	1,287,780,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第156回	2,550,000,000	2,518,380,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第157回	1,140,000,000	1,124,268,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第158回	2,280,000,000	2,241,240,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第159回	1,090,000,000	1,069,508,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第160回	1,190,000,000	1,171,793,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第161回	1,140,000,000	1,126,548,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第162回	1,200,000,000	1,184,160,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第163回	2,120,000,000	2,099,860,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第164回	1,050,000,000	1,030,470,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第165回	1,190,000,000	1,172,507,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第166回	1,400,000,000	1,385,020,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第167回	780,000,000	770,640,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第168回	700,000,000	697,480,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第169回	840,000,000	833,448,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第170回	700,000,000	696,710,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第171回	1,420,000,000	1,400,830,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第172回	1,000,000,000	990,900,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第173回	680,000,000	676,192,000
国債証券	利付国庫債券(5年)	第174回	1,500,000,000	1,498,500,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第342回	3,150,000,000	3,132,360,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第343回	2,890,000,000	2,869,481,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第344回	3,300,000,000	3,271,620,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第345回	3,620,000,000	3,584,524,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第346回	3,380,000,000	3,342,482,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第347回	3,650,000,000	3,604,375,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第348回	3,260,000,000	3,214,360,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第349回	3,290,000,000	3,239,334,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第350回	3,960,000,000	3,892,680,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第351回	3,900,000,000	3,826,680,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第352回	2,920,000,000	2,859,848,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第353回	3,440,000,000	3,362,256,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第354回	2,490,000,000	2,428,497,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第355回	3,390,000,000	3,298,809,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第356回	2,730,000,000	2,651,103,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第357回	3,150,000,000	3,054,555,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第358回	2,470,000,000	2,390,960,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第359回	3,220,000,000	3,111,486,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第360回	3,480,000,000	3,356,808,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第361回	3,390,000,000	3,265,248,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第362回	3,540,000,000	3,403,356,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第363回	3,360,000,000	3,222,576,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第364回	3,530,000,000	3,377,151,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第365回	3,570,000,000	3,405,066,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第366回	3,890,000,000	3,726,231,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第367回	3,520,000,000	3,360,896,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第368回	4,250,000,000	4,046,000,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第369回	3,260,000,000	3,170,350,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第370回	3,540,000,000	3,433,092,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第371回	3,550,000,000	3,403,385,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第372回	3,290,000,000	3,255,126,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第373回	3,350,000,000	3,247,825,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第374回	2,940,000,000	2,892,372,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第375回	3,240,000,000	3,265,596,000
国債証券	利付国庫債券(10年)	第376回	2,750,000,000	2,713,425,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第1回	400,000,000	428,840,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第2回	600,000,000	617,580,000

種類	銘柄		額面金額	評価額
国債証券	利付国庫債券(40年)	第3回	600,000,000	612,420,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第4回	730,000,000	738,687,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第5回	740,000,000	712,546,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第6回	870,000,000	813,189,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第7回	920,000,000	815,028,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第8回	1,040,000,000	844,896,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第9回	1,650,000,000	959,640,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第10回	1,470,000,000	1,004,745,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第11回	1,380,000,000	897,276,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第12回	1,120,000,000	636,384,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第13回	1,690,000,000	936,598,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第14回	1,560,000,000	915,564,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第15回	1,770,000,000	1,142,712,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第16回	1,720,000,000	1,213,976,000
国債証券	利付国庫債券(40年)	第17回	690,000,000	632,040,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第1回	50,000,000	54,905,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第3回	200,000,000	216,960,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第4回	300,000,000	338,160,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第5回	120,000,000	131,100,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第6回	300,000,000	333,240,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第7回	300,000,000	332,400,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第8回	200,000,000	214,680,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第10回	500,000,000	508,900,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第11回	300,000,000	319,680,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第12回	300,000,000	329,760,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第13回	300,000,000	327,210,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第14回	500,000,000	562,950,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第15回	600,000,000	681,180,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第16回	500,000,000	567,800,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第17回	320,000,000	360,608,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第18回	500,000,000	558,850,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第19回	400,000,000	447,080,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第20回	300,000,000	341,400,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第21回	500,000,000	559,150,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第22回	500,000,000	569,500,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第23回	500,000,000	569,400,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第24回	400,000,000	455,440,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第25回	530,000,000	591,692,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第26回	760,000,000	856,824,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第27回	800,000,000	910,800,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第28回	1,000,000,000	1,137,300,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第29回	700,000,000	786,450,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第30回	1,000,000,000	1,107,900,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第31回	1,100,000,000	1,201,970,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第32回	1,400,000,000	1,545,040,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第33回	1,370,000,000	1,450,830,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第34回	1,520,000,000	1,647,224,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第35回	1,220,000,000	1,282,586,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第36回	1,510,000,000	1,581,121,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第37回	1,560,000,000	1,603,680,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第38回	950,000,000	958,360,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第39回	1,010,000,000	1,032,523,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第40回	950,000,000	953,325,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第41回	920,000,000	906,292,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第42回	440,000,000	432,124,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第43回	950,000,000	930,810,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第44回	700,000,000	683,270,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第45回	1,050,000,000	987,525,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第46回	1,230,000,000	1,153,494,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第47回	1,150,000,000	1,094,915,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第48回	1,160,000,000	1,061,632,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第49回	1,100,000,000	1,003,640,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第50回	1,210,000,000	973,445,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第51回	1,190,000,000	848,232,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第52回	1,200,000,000	892,680,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第53回	1,070,000,000	810,846,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第54回	1,120,000,000	884,688,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第55回	1,000,000,000	785,900,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第56回	990,000,000	774,774,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第57回	1,100,000,000	857,120,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第58回	1,250,000,000	969,125,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第59回	1,070,000,000	805,924,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第60回	900,000,000	708,840,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第61回	830,000,000	619,512,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第62回	880,000,000	619,960,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第63回	880,000,000	599,720,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第64回	1,010,000,000	684,174,000

種類	銘柄		額面金額	評価額
国債証券	利付国庫債券(30年)	第65回	950,000,000	639,255,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第66回	920,000,000	614,836,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第67回	1,050,000,000	738,255,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第68回	1,120,000,000	783,104,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第69回	1,040,000,000	744,016,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第70回	1,330,000,000	945,630,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第71回	1,150,000,000	812,590,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第72回	1,240,000,000	871,968,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第73回	1,250,000,000	874,750,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第74回	1,060,000,000	803,480,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第75回	1,350,000,000	1,102,950,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第76回	1,170,000,000	977,418,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第77回	1,240,000,000	1,084,752,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第78回	1,240,000,000	1,029,324,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第79回	1,120,000,000	880,432,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第80回	1,080,000,000	983,340,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第81回	1,250,000,000	1,082,875,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第82回	1,230,000,000	1,115,856,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第83回	1,680,000,000	1,665,384,000
国債証券	利付国庫債券(30年)	第84回	690,000,000	668,058,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第85回	400,000,000	408,160,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第86回	410,000,000	419,430,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第87回	310,000,000	316,727,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第88回	530,000,000	544,257,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第89回	300,000,000	307,590,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第90回	580,000,000	596,878,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第91回	220,000,000	226,798,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第92回	1,200,000,000	1,237,320,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第93回	600,000,000	619,440,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第94回	800,000,000	827,760,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第95回	1,100,000,000	1,147,630,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第96回	450,000,000	467,145,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第97回	650,000,000	678,925,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第98回	600,000,000	625,020,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第99回	1,900,000,000	1,985,500,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第100回	800,000,000	841,200,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第101回	400,000,000	423,240,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第102回	500,000,000	530,950,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第103回	500,000,000	529,200,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第104回	400,000,000	420,520,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第105回	700,000,000	738,150,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第106回	220,000,000	232,804,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第107回	500,000,000	528,650,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第108回	1,000,000,000	1,049,400,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第109回	600,000,000	630,840,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第110回	900,000,000	954,000,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第111回	500,000,000	533,450,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第112回	1,000,000,000	1,062,500,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第113回	1,200,000,000	1,278,120,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第114回	170,000,000	181,679,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第115回	520,000,000	558,376,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第116回	700,000,000	754,110,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第117回	1,100,000,000	1,179,420,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第118回	710,000,000	759,345,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第119回	570,000,000	603,516,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第120回	700,000,000	733,530,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第121回	940,000,000	1,002,698,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第122回	660,000,000	700,326,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第123回	940,000,000	1,016,516,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第124回	620,000,000	666,872,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第125回	630,000,000	687,141,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第126回	590,000,000	636,138,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第127回	120,000,000	128,652,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第128回	1,030,000,000	1,106,117,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第129回	360,000,000	384,336,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第130回	220,000,000	235,202,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第131回	320,000,000	340,000,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第132回	450,000,000	478,620,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第133回	1,040,000,000	1,113,112,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第134回	980,000,000	1,049,776,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第135回	710,000,000	755,653,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第136回	660,000,000	697,620,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第137回	650,000,000	691,925,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第138回	710,000,000	745,358,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第139回	660,000,000	697,818,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第140回	1,650,000,000	1,757,745,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第141回	1,300,000,000	1,385,410,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第142回	800,000,000	858,880,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第143回	800,000,000	846,160,000

種類	銘柄		額面金額	評価額
国債証券	利付国庫債券(20年)	第144回	810,000,000	850,500,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第145回	1,860,000,000	1,982,016,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第146回	1,730,000,000	1,842,796,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第147回	1,600,000,000	1,690,240,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第148回	1,710,000,000	1,789,002,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第149回	1,520,000,000	1,587,792,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第150回	1,770,000,000	1,829,295,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第151回	1,710,000,000	1,731,888,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第152回	1,550,000,000	1,566,430,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第153回	1,740,000,000	1,772,016,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第154回	2,270,000,000	2,284,074,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第155回	1,880,000,000	1,848,604,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第156回	1,560,000,000	1,430,832,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第157回	1,720,000,000	1,533,036,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第158回	2,110,000,000	1,940,356,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第159回	1,620,000,000	1,500,930,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第160回	1,500,000,000	1,401,600,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第161回	1,660,000,000	1,525,374,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第162回	1,520,000,000	1,390,952,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第163回	1,650,000,000	1,502,490,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第164回	1,940,000,000	1,735,330,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第165回	1,340,000,000	1,192,332,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第166回	1,420,000,000	1,292,910,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第167回	1,880,000,000	1,656,092,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第168回	1,510,000,000	1,303,734,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第169回	1,620,000,000	1,370,520,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第170回	1,630,000,000	1,371,319,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第171回	1,450,000,000	1,212,345,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第172回	1,290,000,000	1,090,308,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第173回	1,740,000,000	1,462,470,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第174回	1,570,000,000	1,312,206,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第175回	1,650,000,000	1,394,745,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第176回	1,620,000,000	1,361,934,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第177回	1,720,000,000	1,413,496,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第178回	1,790,000,000	1,488,743,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第179回	2,110,000,000	1,745,181,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第180回	1,700,000,000	1,474,580,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第181回	1,670,000,000	1,467,429,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第182回	1,610,000,000	1,458,016,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第183回	1,540,000,000	1,460,998,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第184回	1,530,000,000	1,375,776,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第185回	1,440,000,000	1,289,808,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第186回	1,820,000,000	1,739,556,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第187回	1,340,000,000	1,233,470,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第188回	1,310,000,000	1,265,198,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第189回	1,270,000,000	1,285,494,000
国債証券	利付国庫債券(20年)	第190回	980,000,000	972,846,000
小計	－		386,380,000,000	367,659,220,000
			円	円
地方債証券	北海道公募公債	29年15回	100,000,000	98,420,000
地方債証券	北海道公募公債	30年18回	100,000,000	97,340,000
地方債証券	北海道公募公債	2年21回	100,000,000	96,270,000
地方債証券	北海道公募公債	3年14回	100,000,000	98,540,000
地方債証券	宮城県公募公債	第40回1号	200,000,000	200,820,000
地方債証券	秋田県公募公債	30年1回	100,000,000	97,310,000
地方債証券	福島県公募公債	28年1回	100,000,000	98,810,000
地方債証券	茨城県公募公債	29年1回	100,000,000	98,690,000
地方債証券	茨城県公募公債	2年1回	100,000,000	96,460,000
地方債証券	茨城県公募公債	6年3回	100,000,000	98,410,000
地方債証券	栃木県公募公債	28年1回	100,000,000	98,810,000
地方債証券	群馬県公募公債(10年)	第14回	100,000,000	99,040,000
地方債証券	埼玉県公募公債	27年8回	100,000,000	99,770,000
地方債証券	埼玉県公募公債	28年10回	100,000,000	98,930,000
地方債証券	埼玉県公募公債	元年4回	100,000,000	96,660,000
地方債証券	埼玉県公募公債	2年1回	100,000,000	96,400,000
地方債証券	埼玉県公募公債	2年7回	100,000,000	96,000,000
地方債証券	埼玉県公募公債	3年6回	200,000,000	197,800,000
地方債証券	埼玉県公募公債(20年)	第9回	100,000,000	107,130,000
地方債証券	埼玉県公募公債(20年)	第12回	100,000,000	105,920,000
地方債証券	埼玉県公募公債(30年)	第3回	100,000,000	92,800,000
地方債証券	埼玉県公募公債(15年)	第1回	100,000,000	100,620,000
地方債証券	千葉県公募公債	30年5回	100,000,000	97,770,000
地方債証券	千葉県公募公債	3年2回	100,000,000	99,050,000
地方債証券	千葉県公募公債30年(定時償還)第5回		83,334,000	70,092,227
地方債証券	千葉県公募公債30年(定時償還)第6回		170,001,200	143,549,013
地方債証券	千葉県公募公債(20年)	第6回	100,000,000	106,330,000
地方債証券	千葉県公募公債(20年)	第11回	200,000,000	213,580,000
地方債証券	千葉県公募公債(20年)	第18回	100,000,000	99,380,000
地方債証券	東京都公募公債	第753回	100,000,000	99,280,000

種類	銘柄		額面金額	評価額
地方債証券	東京都公募公債	第762回	100,000,000	98,990,000
地方債証券	東京都公募公債	第763回	100,000,000	98,940,000
地方債証券	東京都公募公債	第765回	100,000,000	98,940,000
地方債証券	東京都公募公債	第768回	100,000,000	98,740,000
地方債証券	東京都公募公債	第769回	100,000,000	98,800,000
地方債証券	東京都公募公債	第774回	100,000,000	98,440,000
地方債証券	東京都公募公債	第779回	100,000,000	98,280,000
地方債証券	東京都公募公債	第790回	100,000,000	97,040,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第14回	100,000,000	105,200,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第15回	100,000,000	105,920,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第20回	100,000,000	106,060,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第23回	100,000,000	107,710,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第26回	200,000,000	212,120,000
地方債証券	東京都公募公債(20年)	第28回	100,000,000	104,950,000
地方債証券	東京都公募公債(30年)	第9回	100,000,000	110,220,000
地方債証券	東京都公募公債(30年)	第14回	100,000,000	102,910,000
地方債証券	神奈川県公募公債	第245回	200,000,000	192,800,000
地方債証券	神奈川県公募公債	第263回	200,000,000	200,840,000
地方債証券	神奈川県公募公債	第264回	200,000,000	197,100,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第11回	100,000,000	105,790,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第13回	100,000,000	106,910,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第14回	100,000,000	106,310,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第16回	100,000,000	107,580,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第28回	100,000,000	97,860,000
地方債証券	神奈川県公募公債(20年)	第31回	200,000,000	194,460,000
地方債証券	福井県公募公債	28年2回	100,000,000	98,820,000
地方債証券	福井県公募公債	29年2回	100,000,000	80,060,000
地方債証券	山梨県公募公債	28年1回	100,000,000	98,820,000
地方債証券	山梨県公募公債	元年1回	100,000,000	96,330,000
地方債証券	静岡県公募公債	30年10回	100,000,000	98,180,000
地方債証券	静岡県公募公債	31年1回	100,000,000	97,090,000
地方債証券	静岡県公募公債	元年9回	100,000,000	96,410,000
地方債証券	静岡県公募公債	2年8回	100,000,000	96,310,000
地方債証券	静岡県公募公債	6年7回	200,000,000	197,340,000
地方債証券	静岡県公募公債(20年)	第3回	100,000,000	102,980,000
地方債証券	静岡県公募公債(20年)	第7回	100,000,000	105,890,000
地方債証券	静岡県公募公債(30年)	第15回	100,000,000	69,190,000
地方債証券	静岡県公募公債(15年)	第3回	200,000,000	203,820,000
地方債証券	静岡県公募公債(15年)	第7回	100,000,000	100,740,000
地方債証券	愛知県公募公債	23年13回	100,000,000	101,650,000
地方債証券	愛知県公募公債	24年12回	100,000,000	104,480,000
地方債証券	愛知県公募公債	24年14回	100,000,000	101,810,000
地方債証券	愛知県公募公債	26年13回	100,000,000	101,930,000
地方債証券	愛知県公募公債	28年2回	100,000,000	90,210,000
地方債証券	愛知県公募公債	28年14回	100,000,000	99,010,000
地方債証券	愛知県公募公債	29年9回	100,000,000	98,480,000
地方債証券	愛知県公募公債	元年9回	200,000,000	192,820,000
地方債証券	愛知県公募公債	3年3回	100,000,000	95,750,000
地方債証券	愛知県公募公債	3年5回	100,000,000	95,340,000
地方債証券	愛知県公募公債	6年7回	200,000,000	196,000,000
地方債証券	滋賀県公募公債	元年1回	100,000,000	96,470,000
地方債証券	京都府公募公債	25年5回	100,000,000	106,350,000
地方債証券	京都府公募公債	26年9回	100,000,000	100,550,000
地方債証券	京都府公募公債	28年2回	200,000,000	192,280,000
地方債証券	京都府公募公債	元年7回	100,000,000	96,420,000
地方債証券	京都府公募公債	3年4回	100,000,000	95,600,000
地方債証券	京都府公募公債	6年3回	200,000,000	198,720,000
地方債証券	京都府公募公債	6年4回	200,000,000	199,960,000
地方債証券	大阪府公募公債	第411回	100,000,000	98,850,000
地方債証券	大阪府公募公債	第438回	100,000,000	97,790,000
地方債証券	大阪府公募公債	第464回	100,000,000	95,490,000
地方債証券	大阪府公募公債	第465回	100,000,000	95,720,000
地方債証券	大阪府公募公債	第466回	100,000,000	96,000,000
地方債証券	大阪府公募公債	第472回	100,000,000	94,990,000
地方債証券	大阪府公募公債(5年)	第181回	100,000,000	99,190,000
地方債証券	大阪府公募公債(5年)	第189回	100,000,000	98,660,000
地方債証券	大阪府公募公債(20年)	第7回	100,000,000	106,510,000
地方債証券	兵庫県公募公債(20年)	第11回	100,000,000	105,670,000
地方債証券	兵庫県公募公債(20年)	第21回	100,000,000	103,940,000
地方債証券	兵庫県公募公債(20年)	第26回	100,000,000	93,460,000
地方債証券	兵庫県公募公債(30年)	第2回	100,000,000	109,500,000
地方債証券	兵庫県公募公債(30年)	第6回	100,000,000	69,850,000
地方債証券	兵庫県公募公債(15年)	第8回	100,000,000	101,290,000
地方債証券	島根県公募公債	26年2回	100,000,000	93,360,000
地方債証券	島根県公募公債(定時償還)	元年1回	92,600,000	78,089,580
地方債証券	島根県公募公債	3年3回	100,000,000	98,660,000
地方債証券	岡山県公募公債	27年1回	100,000,000	99,750,000
地方債証券	岡山県公募公債	27年2回	100,000,000	99,320,000
地方債証券	岡山県公募公債	30年2回	100,000,000	97,470,000

種類	銘柄		額面金額	評価額
地方債証券	広島県公募公債	29年4回	100,000,000	98,560,000
地方債証券	広島県公募公債	6年2回	100,000,000	100,410,000
地方債証券	広島県公募公債(20年)	21年1回	200,000,000	212,460,000
地方債証券	広島県公募公債(20年)	2年1回	200,000,000	163,560,000
地方債証券	徳島県公募公債	28年1回	100,000,000	98,810,000
地方債証券	福岡県公募公債	27年9回	100,000,000	99,390,000
地方債証券	福岡県公募公債	6年4回	300,000,000	301,350,000
地方債証券	福岡県公募公債(20年)	24年2回	100,000,000	105,240,000
地方債証券	福岡県公募公債(20年)	27年1回	100,000,000	100,710,000
地方債証券	福岡県公募公債(30年)	27年1回	100,000,000	93,540,000
地方債証券	福岡県公募公債(30年)	30年1回	100,000,000	75,040,000
地方債証券	福岡県公募公債(30年)	元年3回	100,000,000	67,040,000
地方債証券	福岡県公募公債(15年)	26年1回	100,000,000	100,510,000
地方債証券	福岡県公募公債(15年)	30年2回	100,000,000	95,840,000
地方債証券	佐賀県公募公債	元年1回	100,000,000	96,470,000
地方債証券	佐賀県公募公債	2年1回	100,000,000	96,000,000
地方債証券	長崎県公募公債	元年3回	100,000,000	96,630,000
地方債証券	熊本県公募公債	6年2回	100,000,000	99,270,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第156回	100,000,000	99,310,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第161回	100,000,000	98,940,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第162回	100,000,000	98,960,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第181回	100,000,000	98,160,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第187回	200,000,000	196,260,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第191回	100,000,000	97,340,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第197回	200,000,000	193,040,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第198回	100,000,000	96,400,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第199回	100,000,000	96,340,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第202回	100,000,000	96,550,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第203回	200,000,000	192,620,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第206回	200,000,000	192,640,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第215回	100,000,000	95,870,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第217回	100,000,000	96,050,000
地方債証券	共同発行市場公募地方債	第221回	200,000,000	189,780,000
地方債証券	札幌市公募公債	26年1回	100,000,000	103,770,000
地方債証券	札幌市公募公債	元年9回	100,000,000	67,020,000
地方債証券	札幌市公募公債	3年2回	200,000,000	198,000,000
地方債証券	札幌市公募公債	6年2回	100,000,000	99,350,000
地方債証券	札幌市公募公債	6年3回	200,000,000	200,840,000
地方債証券	川崎市公募公債(20年)	第4回	100,000,000	105,650,000
地方債証券	川崎市公募公債(20年)	第5回	100,000,000	105,960,000
地方債証券	川崎市公募公債(20年)	第7回	100,000,000	105,780,000
地方債証券	川崎市公募公債(20年)	第12回	100,000,000	107,590,000
地方債証券	横浜市公募公債	28年4回	100,000,000	98,920,000
地方債証券	横浜市公募公債	29年5回	100,000,000	98,550,000
地方債証券	横浜市公募公債	3年5回	200,000,000	190,240,000
地方債証券	横浜市公募公債(20年)	第16回	100,000,000	106,010,000
地方債証券	横浜市公募公債(20年)	第31回	200,000,000	199,540,000
地方債証券	横浜市公募公債(30年)	第6回	100,000,000	113,000,000
地方債証券	名古屋市公募公債	第501回	100,000,000	98,530,000
地方債証券	名古屋市公募公債	第509回	100,000,000	96,400,000
地方債証券	名古屋市公募公債(20年)	第7回	100,000,000	104,570,000
地方債証券	名古屋市公募公債(20年)	第9回	100,000,000	105,210,000
地方債証券	名古屋市公募公債(20年)	第11回	100,000,000	106,490,000
地方債証券	京都市公募公債(20年)	第11回	100,000,000	105,720,000
地方債証券	京都市公募公債(15年)	第1回	100,000,000	99,720,000
地方債証券	神戸市公募公債	22年4回	100,000,000	106,050,000
地方債証券	神戸市公募公債	26年14回	100,000,000	93,900,000
地方債証券	神戸市公募公債	27年5回	100,000,000	91,760,000
地方債証券	神戸市公募公債	28年9回	100,000,000	91,790,000
地方債証券	神戸市公募公債	3年6回	100,000,000	69,100,000
地方債証券	神戸市公募公債	6年5回	200,000,000	197,020,000
地方債証券	広島市公募公債	30年6回	200,000,000	194,740,000
地方債証券	広島市公募公債	元年6回	100,000,000	96,410,000
地方債証券	北九州市公募公債(20年)	第3回	100,000,000	104,510,000
地方債証券	北九州市公募公債(20年)	第20回	100,000,000	98,450,000
地方債証券	福岡市公募公債	22年4回	100,000,000	106,030,000
地方債証券	福岡市公募公債	26年2回	100,000,000	103,410,000
地方債証券	福岡市公募公債	26年6回	100,000,000	102,100,000
地方債証券	福岡市公募公債	28年6回	100,000,000	89,700,000
地方債証券	千葉市公募公債	28年1回	100,000,000	99,210,000
地方債証券	千葉市公募公債	元年5回	100,000,000	96,230,000
地方債証券	千葉市公募公債	6年2回	200,000,000	197,960,000
地方債証券	さいたま市公募公債	第17回	100,000,000	96,520,000
地方債証券	相模原市公募公債	元年1回	200,000,000	192,820,000
地方債証券	岡山市公募公債	27年1回	100,000,000	99,750,000
地方債証券	京都市公募公債30年(定時償還)	第5回	185,200,000	156,068,040
地方債証券	福岡北九州高速道路債券	第147回	100,000,000	96,060,000
地方債証券	福岡北九州高速道路債券	第148回	100,000,000	91,120,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年	第1回	100,000,000	106,310,000

種類	銘柄	額面金額	評価額
地方債証券	地方公共団体金融機構債券30年　第2回	100,000,000	73,680,000
地方債証券	公営企業債券(30年)　第8回	100,000,000	111,890,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第13回	100,000,000	107,500,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第17回	100,000,000	106,320,000
地方債証券	公営企業債券(20年)　第18回	100,000,000	102,890,000
地方債証券	公営企業債券(20年)　第19回	100,000,000	103,330,000
地方債証券	公営企業債券(20年)　第21回	200,000,000	208,480,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第22回	100,000,000	105,180,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第27回	100,000,000	105,960,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第51回	100,000,000	89,530,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F77回	100,000,000	101,490,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　第82回	100,000,000	99,280,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　第83回	200,000,000	198,360,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F90回	100,000,000	102,620,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券20年　第91回	100,000,000	81,070,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　第112回	100,000,000	97,980,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　第120回	100,000,000	96,760,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F124回	100,000,000	101,680,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　第130回	100,000,000	95,720,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F147回	100,000,000	101,280,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F156回	100,000,000	100,320,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F163回	100,000,000	100,900,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F192回	200,000,000	202,740,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F267回	100,000,000	99,170,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F497回	100,000,000	95,560,000
地方債証券	地方公共団体金融機構債券　F503回	100,000,000	95,510,000
小計	－	25,031,135,200	24,610,428,860
		円	円
特殊債券(除く金融債)	政保　日本政策投資銀行　社債　第51回	100,000,000	97,660,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本政策投資銀行　社債　第81回	200,000,000	198,180,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第79回	100,000,000	105,760,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第99回	100,000,000	107,150,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第116回	100,000,000	102,130,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第125回	100,000,000	107,710,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第138回	100,000,000	106,900,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第153回	100,000,000	106,480,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第162回	100,000,000	106,110,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第172回	100,000,000	102,030,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第185回	100,000,000	106,380,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第187回	200,000,000	211,240,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第191回	100,000,000	105,030,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第194回	100,000,000	105,610,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第199回	100,000,000	105,880,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第223回	100,000,000	102,960,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第233回	100,000,000	101,680,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第237回	100,000,000	98,250,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第239回	100,000,000	100,000,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第245回	100,000,000	99,050,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第259回	100,000,000	98,920,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第266回	100,000,000	99,710,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第268回	100,000,000	87,770,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第283回	100,000,000	66,190,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第286回	100,000,000	89,200,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第291回	100,000,000	98,780,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第294回	100,000,000	98,730,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第307回	100,000,000	92,350,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第322回	100,000,000	90,280,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第328回	100,000,000	90,290,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第331回	100,000,000	89,910,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第401回	100,000,000	96,080,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第420回	200,000,000	136,840,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第421回	100,000,000	81,030,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本高速保有・債務返済債券第480回	200,000,000	198,540,000
特殊債券(除く金融債)	政保　地方公共団体金融機構債券　第82回	100,000,000	99,270,000
特殊債券(除く金融債)	政保　地方公共団体金融機構債券　第115回	100,000,000	97,670,000
特殊債券(除く金融債)	政保　地方公共団体金融機構債券　第116回	100,000,000	97,310,000
特殊債券(除く金融債)	政保　地方公共団体金融機構債券　第120回	100,000,000	96,450,000
特殊債券(除く金融債)	政保　地方公共団体金融機構債券　第121回	100,000,000	96,240,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本政策金融公庫債券　第47回	100,000,000	98,360,000
特殊債券(除く金融債)	政保　日本政策金融公庫債券　第63回	100,000,000	95,760,000
特殊債券(除く金融債)	政保　民間都市開発債券　第19回	100,000,000	98,820,000
小計	－	4,700,000,000	4,570,690,000
		円	円
金融債券	利附　商工債券(募集)　第850号	100,000,000	99,150,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第851号	100,000,000	99,050,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第852号	100,000,000	98,980,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第853号	100,000,000	98,890,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第854号	100,000,000	98,800,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第855号	100,000,000	98,720,000

種類	銘柄	額面金額	評価額
金融債券	利附　商工債券(募集)　第856号	100,000,000	98,670,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第857号	100,000,000	98,590,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第885号	200,000,000	197,100,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第887号	100,000,000	98,830,000
金融債券	利附　商工債券(募集)　第888号	100,000,000	99,130,000
金融債券	利附　しんきん中金債券(5年)　第376回	100,000,000	99,200,000
金融債券	利附　しんきん中金債券(5年)　第378回	100,000,000	99,040,000
金融債券	利附　しんきん中金債券(5年)　第380回	100,000,000	98,890,000
金融債券	利附　しんきん中金債券(5年)　第381回	100,000,000	98,820,000
金融債券	利附　しんきん中金債券(5年)　第382回	100,000,000	98,750,000
金融債券	利附　商工債券(10年)　第19号	100,000,000	98,700,000
金融債券	利附　商工債券(10年)　第38号	200,000,000	188,560,000
小計	－	2,000,000,000	1,967,870,000
		円	円
普通社債券	日本政策投資銀行　社債　第83回	100,000,000	79,130,000
普通社債券	日本政策投資銀行　社債　第86回	100,000,000	98,530,000
普通社債券	日本政策投資銀行　社債　第141回	100,000,000	95,680,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第1回	100,000,000	115,100,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第20回	100,000,000	103,640,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第27回	100,000,000	104,510,000
普通社債券	道路債券　第28回	100,000,000	114,600,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第36回	200,000,000	222,420,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第37回	200,000,000	211,420,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第58回	100,000,000	106,670,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第75回	100,000,000	106,820,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第95回	100,000,000	105,740,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第117回	100,000,000	100,590,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第124回	100,000,000	103,490,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第137回	200,000,000	203,880,000
普通社債券	日本高速保有・債務返済債券　第158回	100,000,000	99,560,000
普通社債券	日本政策金融公庫債券　第10回	100,000,000	106,680,000
普通社債券	都市再生債券　第93回	100,000,000	101,070,000
普通社債券	都市再生債券　第131回	100,000,000	89,700,000
普通社債券	福祉医療機構債券　第58回	100,000,000	96,490,000
普通社債券	福祉医療機構債券　第64回	100,000,000	95,070,000
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第3回	100,000,000	103,460,000
普通社債券	貸付債権担保T種住宅金融支援債券第3回	79,311,000	78,184,783
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第15回	10,028,000	10,075,131
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第18回	11,417,000	11,564,279
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第28回	15,750,000	16,176,825
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第31回	16,942,000	17,411,293
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第36回	31,638,000	32,394,148
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第37回	16,413,000	16,782,292
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第38回	18,075,000	18,465,420
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第39回	34,918,000	35,536,048
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第41回	18,983,000	19,339,880
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第42回	21,040,000	21,387,160
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第43回	20,630,000	21,096,238
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第44回	39,406,000	40,513,308
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第45回	16,401,000	16,809,384
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第46回	15,982,000	16,389,541
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第48回	30,292,000	31,046,270
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第49回	15,546,000	15,889,566
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第50回	15,966,000	16,286,916
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第51回	16,904,000	17,252,222
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第52回	18,091,000	18,414,828
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第53回	19,201,000	19,535,097
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第54回	20,141,000	20,495,481
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第55回	22,636,000	22,973,276
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第56回	21,576,000	21,908,270
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第57回	43,430,000	44,142,252
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第58回	24,189,000	24,544,578
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第59回	23,140,000	23,533,380
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第60回	46,620,000	47,212,074
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第61回	23,548,000	23,748,158
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第62回	26,798,000	26,905,192
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第63回	26,075,000	26,059,355
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第64回	28,926,000	28,911,537
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第65回	30,509,000	30,457,134
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第66回	29,251,000	29,169,097
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第67回	30,397,000	30,220,697
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第69回	31,899,000	32,020,216
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第70回	27,599,000	27,775,633
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第72回	52,642,000	52,547,244
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第73回	31,216,000	31,397,052
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第75回	25,796,000	26,015,266
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第77回	27,031,000	27,163,451
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第78回	27,033,000	27,016,780
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第78回	100,000,000	107,300,000

種類	銘柄	額面金額	評価額
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第79回	27,535,000	27,490,944
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第80回	30,734,000	30,623,357
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第81回	30,629,000	30,534,050
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第82回	31,682,000	31,431,712
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第83回	33,120,000	32,871,600
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第84回	63,940,000	63,441,268
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第85回	33,552,000	33,263,452
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第97回	100,000,000	106,570,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第101回	148,401,000	144,349,652
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第102回	100,000,000	101,600,000
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第114回	100,000,000	101,970,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第117回	64,473,000	60,275,807
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第119回	64,540,000	60,383,624
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第121回	130,610,000	121,624,032
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第121回	100,000,000	105,270,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第123回	66,673,000	62,132,568
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第126回	67,014,000	62,229,200
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第128回	66,786,000	61,977,408
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第129回	100,000,000	101,670,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第130回	68,724,000	63,645,296
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第131回	68,346,000	63,097,027
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第132回	135,406,000	125,101,603
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第133回	137,996,000	127,604,901
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第135回	69,573,000	64,062,818
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第136回	70,458,000	65,117,283
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第137回	141,684,000	131,199,384
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第138回	70,260,000	65,215,332
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第141回	143,694,000	131,623,704
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第155回	78,409,000	71,469,803
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第157回	78,596,000	71,490,921
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第162回	100,000,000	100,070,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第165回	82,619,000	75,059,361
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第166回	83,093,000	75,814,053
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第173回	100,000,000	99,380,000
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第174回	100,000,000	97,940,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第175回	87,164,000	79,075,180
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第179回	87,538,000	80,088,516
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第182回	355,936,000	326,215,344
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第207回	198,052,000	197,754,922
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第208回	198,828,000	196,084,173
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第208回	100,000,000	98,690,000
普通社債券	貸付債権担保住宅金融支援機構債券第209回	399,460,000	393,627,884
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第226回	100,000,000	98,400,000
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第235回	100,000,000	98,060,000
普通社債券	一般担保住宅金融支援機構債券　第316回	100,000,000	81,880,000
普通社債券	沖縄振興開発金融公庫債券　第25回	100,000,000	98,680,000
普通社債券	国際協力機構債券　第7回	100,000,000	106,880,000
普通社債券	国際協力機構債券　第34回	100,000,000	99,510,000
普通社債券	国際協力機構債券　第37回	100,000,000	98,890,000
普通社債券	中日本高速道路債券　第87回	100,000,000	99,190,000
普通社債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債第96回	100,000,000	95,520,000
普通社債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債第109回	100,000,000	98,430,000
普通社債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債第113回	100,000,000	89,230,000
普通社債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債第147回	100,000,000	88,930,000
普通社債券	鉄道建設・運輸施設整備支援機構債第151回	100,000,000	80,450,000
普通社債券	東京電力　社債　第564回	100,000,000	93,080,000
普通社債券	中部電力　社債　第420回	100,000,000	107,460,000
普通社債券	中部電力　社債　第532回	100,000,000	96,490,000
普通社債券	関西電力　社債　第504回	100,000,000	99,130,000
普通社債券	関西電力　社債　第506回	100,000,000	99,010,000
普通社債券	関西電力　社債　第511回	100,000,000	98,660,000
普通社債券	関西電力　社債　第536回	100,000,000	96,080,000
普通社債券	関西電力　社債　第541回	100,000,000	94,810,000
普通社債券	関西電力　社債　第544回	200,000,000	188,980,000
普通社債券	関西電力　社債　第560回	100,000,000	99,800,000
普通社債券	関西電力　社債　第562回	100,000,000	97,590,000
普通社債券	中国電力　社債　第399回	100,000,000	88,910,000
普通社債券	中国電力　社債　第408回	100,000,000	97,890,000
普通社債券	中国電力　社債　第433回	100,000,000	98,650,000
普通社債券	中国電力　社債　第448回	100,000,000	96,360,000
普通社債券	北陸電力　社債　第321回	100,000,000	98,820,000
普通社債券	北陸電力　社債　第322回	100,000,000	98,750,000
普通社債券	北陸電力　社債　第323回	100,000,000	89,300,000
普通社債券	北陸電力　社債　第342回	100,000,000	94,840,000
普通社債券	東北電力　社債　第493回	100,000,000	89,420,000
普通社債券	東北電力　社債　第521回	200,000,000	193,200,000
普通社債券	東北電力　社債　第527回	100,000,000	95,130,000
普通社債券	東北電力　社債　第530回	100,000,000	95,020,000
普通社債券	東北電力　社債　第531回	100,000,000	94,790,000

種類	銘柄	額面金額	評価額
普通社債券	東北電力　社債　第536回	100,000,000	94,170,000
普通社債券	東北電力　社債　第555回	100,000,000	99,520,000
普通社債券	四国電力　社債　第314回	100,000,000	94,840,000
普通社債券	四国電力　社債　第320回	100,000,000	95,230,000
普通社債券	九州電力　社債　第439回	100,000,000	91,680,000
普通社債券	九州電力　社債　第491回	200,000,000	190,200,000
普通社債券	九州電力　社債　第500回	100,000,000	65,950,000
普通社債券	九州電力　社債　第504回	200,000,000	190,700,000
普通社債券	北海道電力　社債　第332回	100,000,000	91,590,000
普通社債券	沖縄電力　社債　第26回	100,000,000	97,370,000
普通社債券	東京都住宅供給公社債券　第41回	100,000,000	94,590,000
普通社債券	成田国際空港　社債　第22回	100,000,000	98,850,000
普通社債券	成田国際空港　社債　第43回	100,000,000	98,670,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第67回	100,000,000	96,500,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第81回	100,000,000	95,620,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第85回	100,000,000	94,830,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第86回	100,000,000	98,540,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第88回	200,000,000	189,320,000
普通社債券	東日本高速道路　社債　第101回	200,000,000	199,320,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第88回	100,000,000	99,040,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第91回	100,000,000	98,720,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第92回	100,000,000	98,620,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第96回	200,000,000	197,900,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第99回	200,000,000	197,620,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第104回	200,000,000	197,300,000
普通社債券	中日本高速道路　社債　第107回	300,000,000	298,050,000
普通社債券	西日本高速道路　社債　第32回	100,000,000	98,960,000
普通社債券	西日本高速道路　社債　第59回	100,000,000	99,170,000
普通社債券	西日本高速道路　社債　第62回	100,000,000	98,730,000
普通社債券	西日本高速道路　社債　第67回	100,000,000	98,520,000
普通社債券	西日本高速道路　社債　第73回	200,000,000	197,880,000
普通社債券	国際石油開発帝石　社債　第1回	100,000,000	99,210,000
普通社債券	国際石油開発帝石　社債　第2回	100,000,000	95,370,000
普通社債券	大和ハウス工業　社債　第24回	200,000,000	197,920,000
普通社債券	大和ハウス工業　社債　第25回	100,000,000	94,880,000
普通社債券	明治ホールディングス　社債　第10回	100,000,000	99,010,000
普通社債券	アサヒグループHD　社債　第16回	100,000,000	99,160,000
普通社債券	キリンホールディングス　社債　第19回	100,000,000	98,970,000
普通社債券	キリンホールディングス　社債　第20回	100,000,000	97,440,000
普通社債券	コカ・コーラボトラーズJHD社債第3回	100,000,000	95,940,000
普通社債券	味の素　社債　第26回	200,000,000	184,120,000
普通社債券	ヒューリック　社債　第6回	100,000,000	97,760,000
普通社債券	森ヒルズリート投資法人債　第19回	100,000,000	98,590,000
普通社債券	森ヒルズリート投資法人債　第23回	100,000,000	93,190,000
普通社債券	セブン＆アイ・HD　社債　第15回	100,000,000	97,500,000
普通社債券	東レ　社債　第33回	100,000,000	98,020,000
普通社債券	日本製紙　社債　第15回	100,000,000	90,740,000
普通社債券	住友化学　社債　第59回	100,000,000	97,460,000
普通社債券	三菱ケミカルホールディングス社債第23回	100,000,000	89,470,000
普通社債券	三菱ケミカルホールディングス社債第25回	100,000,000	86,660,000
普通社債券	武田薬品工業　社債　第16回	200,000,000	188,740,000
普通社債券	第一三共　社債　第6回	100,000,000	79,630,000
普通社債券	ヤフー　社債　第7回	100,000,000	97,190,000
普通社債券	ヤフー　社債　第9回	100,000,000	96,190,000
普通社債券	Zホールディングス　社債　第21回	100,000,000	93,250,000
普通社債券	住友三井オートサービス　社債　第7回	100,000,000	98,470,000
普通社債券	楽天　社債　第12回	100,000,000	97,090,000
普通社債券	JXTGホールディングス　社債　第2回	100,000,000	98,570,000
普通社債券	ブリヂストン　社債　第14回	100,000,000	97,270,000
普通社債券	住友理工　社債　第9回	100,000,000	98,530,000
普通社債券	ダイキン工業　社債　第32回	200,000,000	199,580,000
普通社債券	グローリー　社債　第2回	100,000,000	97,150,000
普通社債券	セイコーエプソン　社債　第15回	100,000,000	99,120,000
普通社債券	パナソニック　社債　第19回	100,000,000	95,640,000
普通社債券	デンソー　社債　第15回	100,000,000	98,490,000
普通社債券	三菱重工業　社債　第35回	100,000,000	98,650,000
普通社債券	いすゞ自動車　社債　第32回	100,000,000	98,650,000
普通社債券	トヨタ自動車　社債　第17回	100,000,000	98,930,000
普通社債券	トヨタ自動車　社債　第18回	100,000,000	87,500,000
普通社債券	トヨタ自動車　社債　第24回	100,000,000	96,410,000
普通社債券	トヨタ自動車　社債　第26回	200,000,000	198,140,000
普通社債券	トヨタ自動車　社債　第27回	100,000,000	95,200,000
普通社債券	ドンキホーテホールディングス社債第14回	100,000,000	97,990,000
普通社債券	パン・パシフィックIHD　社債　第20回	100,000,000	93,470,000
普通社債券	リコー　社債　第12回	100,000,000	97,310,000
普通社債券	丸紅　社債　第85回	100,000,000	104,930,000
普通社債券	長瀬産業　社債　第7回	100,000,000	95,710,000
普通社債券	豊田通商　社債　第19回	100,000,000	100,160,000
普通社債券	三井物産　社債　第67回	100,000,000	106,490,000

種類	銘柄	額面金額	評価額
普通社債券	三井物産 社債 第68回	100,000,000	105,320,000
普通社債券	三井物産 社債 第73回	100,000,000	96,710,000
普通社債券	三井物産 社債 第75回	100,000,000	96,050,000
普通社債券	住友商事 社債 第49回	100,000,000	100,850,000
普通社債券	住友商事 社債 第54回	100,000,000	94,860,000
普通社債券	三菱商事 社債 第80回	100,000,000	102,020,000
普通社債券	三菱商事 社債 第81回	100,000,000	102,320,000
普通社債券	高島屋 社債 第13回	100,000,000	93,540,000
普通社債券	三井住友FG （劣後）社債 第4回	100,000,000	99,160,000
普通社債券	りそな銀行 （劣後）社債 第12回	100,000,000	102,360,000
普通社債券	三井住友信託銀行 社債 第20回	100,000,000	98,820,000
普通社債券	みずほ銀行 （劣後）社債 第7回	100,000,000	103,050,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第17回	100,000,000	98,210,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第18回	200,000,000	192,340,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第21回	100,000,000	98,680,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第25回	100,000,000	97,810,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第26回	100,000,000	96,290,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第28回	100,000,000	98,800,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第36回	300,000,000	298,080,000
普通社債券	東京センチュリー 社債 第34回	100,000,000	97,160,000
普通社債券	東京センチュリー 社債 第35回	100,000,000	94,260,000
普通社債券	ホンダファイナンス 社債 第69回	100,000,000	98,900,000
普通社債券	トヨタファイナンス 社債 第96回	200,000,000	198,080,000
普通社債券	リコーリース 社債 第28回	100,000,000	98,290,000
普通社債券	日立キャピタル 社債 第86回	100,000,000	95,370,000
普通社債券	オリックス 社債 第202回	100,000,000	94,610,000
普通社債券	三井住友ファイナンス&リース社債第17回	100,000,000	98,400,000
普通社債券	三井住友ファイナンス&リース社債第23回	100,000,000	97,010,000
普通社債券	三井住友ファイナンス&リース社債第27回	100,000,000	98,780,000
普通社債券	三井住友ファイナンス&リース社債第32回	100,000,000	98,620,000
普通社債券	三菱UFJリース 社債 第67回	100,000,000	97,050,000
普通社債券	三菱UFJリース 社債 第76回	100,000,000	96,130,000
普通社債券	野村ホールディングス 社債 第3回	100,000,000	98,770,000
普通社債券	三井不動産 社債 第49回	100,000,000	81,400,000
普通社債券	三井不動産 社債 第63回	100,000,000	97,680,000
普通社債券	三井不動産 社債 第79回	100,000,000	98,750,000
普通社債券	三菱地所 社債 第93回	200,000,000	211,620,000
普通社債券	三菱地所 社債 第129回	100,000,000	98,950,000
普通社債券	三菱地所 社債 第134回	100,000,000	97,300,000
普通社債券	三菱地所 社債 第135回	100,000,000	94,790,000
普通社債券	NTTファイナンス 社債 第13回	100,000,000	100,340,000
普通社債券	森トラスト総合リート投資法人債 第9回	200,000,000	176,800,000
普通社債券	小田急電鉄 社債 第83回	100,000,000	96,560,000
普通社債券	東日本旅客鉄道社債（サステナビリ第2回	100,000,000	95,330,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第28回	100,000,000	110,460,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第106回	100,000,000	96,310,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第121回	100,000,000	77,090,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第122回	100,000,000	66,210,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第123回	100,000,000	98,580,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第127回	100,000,000	88,490,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第136回	200,000,000	149,920,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第149回	100,000,000	66,950,000
普通社債券	東日本旅客鉄道 社債 第153回	100,000,000	95,890,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第21回	100,000,000	105,520,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第44回	100,000,000	98,730,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第45回	100,000,000	89,690,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第46回	100,000,000	64,390,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第48回	100,000,000	79,460,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第60回	100,000,000	96,130,000
普通社債券	西日本旅客鉄道 社債 第74回	100,000,000	95,230,000
普通社債券	東海旅客鉄道 社債 第51回	100,000,000	106,390,000
普通社債券	東海旅客鉄道 社債 第63回	100,000,000	104,290,000
普通社債券	東京地下鉄 社債 第4回	100,000,000	102,450,000
普通社債券	東京地下鉄 社債 第6回	100,000,000	104,400,000
普通社債券	東京地下鉄 社債 第45回	200,000,000	191,300,000
普通社債券	西日本鉄道 社債 第47回	100,000,000	90,340,000
普通社債券	阪急阪神ホールディングス 社債 第58回	200,000,000	198,380,000
普通社債券	阪急阪神ホールディングス 社債 第70回	300,000,000	300,990,000
普通社債券	名古屋鉄道 社債 第50回	100,000,000	100,000,000
普通社債券	横浜高速鉄道 社債 第6回	100,000,000	95,930,000
普通社債券	九州旅客鉄道 社債 第8回	200,000,000	190,220,000
普通社債券	東京臨海高速鉄道 社債 第2回	100,000,000	93,870,000
普通社債券	KDDI 社債 第33回	200,000,000	199,060,000
普通社債券	KDDI 社債 第35回	200,000,000	200,900,000
普通社債券	電源開発 社債 第45回	100,000,000	98,850,000
普通社債券	電源開発 社債 第57回	200,000,000	195,780,000
普通社債券	電源開発 社債 第72回	100,000,000	95,450,000
普通社債券	電源開発 社債 第84回	100,000,000	99,470,000
普通社債券	東京電力パワーグリッド 社債 第8回	100,000,000	99,210,000
普通社債券	東京電力パワーグリッド 社債 第9回	100,000,000	98,180,000
普通社債券	東京電力パワーグリッド 社債 第15回	100,000,000	97,380,000
普通社債券	東京瓦斯 社債 第28回	100,000,000	103,670,000
普通社債券	東京瓦斯 社債 第32回	100,000,000	103,460,000
普通社債券	東京瓦斯 社債 第48回	200,000,000	174,380,000
普通社債券	大阪瓦斯 社債 第32回	100,000,000	102,890,000
普通社債券	広島ガス 社債 第13回	100,000,000	97,550,000
普通社債券	西部瓦斯 社債 第15回	200,000,000	173,220,000
普通社債券	日本空港ビルデング 社債 第2回	100,000,000	95,060,000
普通社債券	日本製鉄 社債 第9回	100,000,000	97,760,000
普通社債券	ファーストリテイリング 社債 第7回	100,000,000	98,100,000
普通社債券	フランス相互信用連合銀行円貨社債第25回	200,000,000	196,080,000
普通社債券	ナショナル・オーストラリア銀円貨第14回	100,000,000	98,540,000
普通社債券	ソシエテ ジェネラル 円貨社債 第9回	100,000,000	98,610,000
小計	－	32,418,911,000	31,402,962,931
合計	－	450,530,046,200	430,211,171,791

3. ファンドの現況 （2024年12月31日現在）

○ 純資産額計算書

（単位：円、口）

科目	金額、口数
Ⅰ 資産総額	4,816,941,236
Ⅱ 負債総額	17,291,812
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,799,649,424
Ⅳ 受益権総口数	4,178,558,235
Ⅴ 1万口あたり純資産総額（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	11,486

＜ご参考＞国内債券マザーファンドの現況（2024年12月30日現在）

○ 純資産額計算書

（単位：円、口）

科目	金額、口数
Ⅰ 資産総額	439,165,985,187
Ⅱ 負債総額	3,004,252,925
Ⅲ 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	436,161,732,262
Ⅳ 受益権総口数	25,750,661
Ⅴ 1万口あたり純資産総額（Ⅲ／Ⅳ×10,000）	16,938

4. 設定および解約の実績

（単位：口）

計算期間	設定口数	解約口数	期末日の受益権総口数
第21期計算期 （2023年12月1日～2024年12月2日）	610,915,757	753,062,120	4,216,190,033